

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割  
 (情報通信審議会 第5次中間答申)に対するパブリックコメント(詳細版)

＜総論＞			＜10件＞	
番号	提出者	意見	理由	回答
1	放送事業者	アナログ放送終了・デジタル放送完全移行を確実にこなすために、国をはじめとする関係者が今後強化すべき取り組みと、これに必要な国の予算措置を盛り込んだ本中間答申を高く評価いたします。国は、本中間答申を踏まえ、「総務省テレビ受信者支援センター(仮称)」の全国展開や、経済的弱者に対する受信機器購入への支援、中継局整備などに必要な政府予算を確保し、総合的な送受信対策を実施すべきと考えます	「これからの3年間は、最終段階の中でも、『仕上げ』の段階である」との認識はたいへん重要と考えます。「国は、電波法令に基づきアナログ放送を円滑に終了させるため、率先して送受信対策の全般にわたって、全力で取り組むことが求められる」という答申の提言に沿えば、国、放送事業者、メーカー、自治体などの関係者が取り組むべき課題を整理した上で、必要な予算の確保に取り組むことが最重要課題と考えます。	総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところです。この総合対策で示した施策が確実に実施できるよう、予算要求を行っていくこととしています。
2	放送事業者	「地デジ完全移行」の最終段階の「仕上げ」の時期を迎え、本答申がその確実な実施と国の予算措置を盛り込んだ内容となっていることを評価します。	国、放送事業者をはじめ、あらゆる関係者が、共通の目標に向かって取り組み実行することで、2011年7月にアナログ放送を円滑に終了し、デジタル放送に完全移行することを確実なものとしていくべきと考えられます。	本中間答申への賛成意見として承ります。
3	放送事業者	今回の答申では、国による様々な経費負担が提言されていますが、それを担保するための具体的な予算措置については、地上放送のデジタル化が国策であることを再認識し、所管官庁である総務省のみならず、全省庁が一体となって取り組んでいただくよう要望します。	今回の答申においては、共聴施設の改修など、受信環境の整備を中心に、国による様々な経費負担が提言されています。地上放送のデジタル化が国策であることをふまえ、国が主導的な役割を果たすことを前提にした提言として賛同いたします。この提言の具体化にあたっては、国による予算措置(一般会計予算)が重要な第一ステップになると考えられ、増田総務大臣も来年度から3年間で2000億円の予算要求を表明されているところですが、総務省のみならず、地上放送のデジタル化を全省庁挙げて取り組んでいること(「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」など)もふまえ、政府全体が一体となって取り組んでいただくよう要望します。	地上デジタル放送の推進については、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、本年7月に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」をとりまとめたところであり、現在、このアクションプランで示された施策を、各関係省庁において実施しているところです。
4	大学関係者	いずれにしても政府は、国民に対して現状と選択肢を明示し、開かれた議論を通じて停波に関する施策を進めることが望まれる。停波時点の変更を議論すること自体がデジタル機への買換を遅らせると考えがちだが、視聴者はすでに十分賢くなっており、「停波の掛声だけで本来の予定を変更し、受信機の買換を前倒しする」ケースは少ないのではないだろうか。予定停波時点までまだ3年の時間を残す現時点で議論を開始する必要がある。筆者としては、政府が公平性に関する考慮を払わないまま現在予定されている時点での停波を強行しないよう、強く望みたい。国民の多数に権性を強いる形で進めると、直前になって混乱を生ずる可能性が大きい。全く別のケースではあるが、私たちは2007年度末の国政において、まさに「時間不足の中で対立を生じ混乱を招く」状況を目の当たりにした。そうした混乱は、それ自体が国民にとって大きな損失なのである。		2011年7月までにアナログ放送を終了することは、2011年の電波法改正等により定められていることであり、このアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行が確実に実施されるよう、関係者が協力・連携して取り組んでいるところです。また、総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところであり、この総合対策で示した施策を確実に実施し、2011年7月にアナログ放送が円滑に終了できるよう、取り組んでいきます。
5	CATV事業者	ケーブルテレビ事業を行なう当社は、地上デジタル放送の推進に関して積極的な取り組みを行ってきております。当社は、地域住民と直接対話するフェイストゥフェイスの営業手法をとっており、地上放送のデジタル化についての情報浸透に貢献してきたと自負しております。今後も地域住民と国との接点に立ち、積極的にデジタル化の推進を行ない、今回の答申を上回る役割を実現していく所存です。つきましては、地上デジタル放送の推進に向けさらなる貢献が可能となるよう、ケーブルテレビ事業者を地上デジタル放送普及促進のメインプレイヤーの一人として位置付けていただくとともに、国からの支援を含め各種の施策において関係者と対等な立場を与えていただくことを要望致します。	ケーブルテレビ経由で地上波を視聴している世帯数は約2,990万世帯(2008年3月末現在 世帯普及率60%)であり、2011年には地上デジタル放送視聴可能世帯は2,300万世帯をカバーする予定です。2011年7月24日の完全デジタル化を無事遂行することは国家的大事業ですが、そのためには、受信機の普及、共聴施設のデジタル化などの課題があります。地域住民や自治体に密着してサービスを提供してきた実績を持つ、当社をはじめとするケーブルテレビ事業者は、課題の克服に大きな貢献ができると思っております。しかし、今回の答申においても、ケーブルテレビ事業者がデジタル化推進のメインプレイヤーの一人と位置付けられているとは言い難い内容になっています。よって、今後の各種具体的な計画に参画させていただくよう要望致します。	ケーブルテレビ事業者の方々には、これまでも地上デジタル放送の推進について、ご協力いただいていたと考えておりますが、今後とも地上デジタル放送を推進する関係者の一員として、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

6個人	<p>視聴者の視点から言えば現状の地上デジタルに意義など皆無である。データ放送や番組表はアナログ時代から存在し、デジタル化により大きく変わるものではない。ワンセグは秒間15フレームと映像の品質が極めて低く、過去に存在した地上アナログチューナ付き携帯機器と比べるとむしろ見劣りするものである。肝心のHD画質も、大画面テレビで視聴するという限定的な用途でしか意味が無い。AVマニアを除く大多数の視聴者は地上放送に高画質など望んでいないのが現実である。空いた周波数帯の利用についても具体的なビジョンに欠け、絵に描いた餅そのものであり、利益を享受するのは特定の通信事業者だけである。地上デジタル放送は、視聴者の視点から見れば、現在の地上アナログ放送と比較して、むしろデメリットばかりが目立つ。その最たるものがB-CASの存在である。B-CASの存在により、番組の視聴や記録が著しく制限され、B-CAS社が認可した特定の受信機器でしか視聴できず、受信機器の購入に余計なコストを支払われ、映像の復号化のために受信機器の消費電力まで増大している始末である。本来、地上放送は、国民の生活水準向上を目的として、国家的な政策として税金を用いて行われているものであり、特定の放送事業者が利益を追求するために行われているものではない。公共性が重視される地上放送は、コピーワンスやダビング10以前に、コピーフリーであるべきである。コピーフリーであったとしても、地上放送が事業として成り立たなくなるわけではない。複製されて困るような商業性の強いコンテンツは、そもそも地上放送で放送しなければ良いだけの話である。このことは、現在の日本の地上アナログ放送や、日本以外の国の地上デジタル放送を見れば明白である。言い換えれば、著しい視聴制限を課し、不便で、高コストな地上放送のデジタル化を行っているのは、日本だけである。何と嘆かわしいことなのか。このような状況において、世界で最先端のICT国家を自称するとは笑止千万である。また特定企業による地上放送のコントロールは独占禁止法に抵触する可能性がある。B-CAS社が独占禁止法違反として立件されていないのが不思議なくらいである。地上デジタルのデメリットはB-CASだけではない。チャンネルの切り替えはアナログと比較にならないほど遅く、ダビングのようなカジュアルなスタイルの視聴ができない。また、放送から受信までのラグが大きく、地震速報などの緊急性を要する放送には地上アナログの方が適している。</p>	<p>これまで述べたように、現状の日本の地上デジタル放送は、国民的視点が完全に抜け落ちており、メリットどころかデメリットばかりが目立つ、まさに世界で最も不便な地上デジタル放送である。このような状況でなお、2011年にアナログ放送を強制終了するという、独善極まりない行政の方針には憤りを感じざるをえない。日本の官民腐敗を象徴のひとつといっても過言ではないだろう。行政が真に地上デジタルの普及を考えているならば、B-CASの撤廃も含め、現在の日本の地上デジタル放送が抱える様々な問題を国民の視点から抜本的に見直すべきである。政府やNHKなどの一部の関係者を除けば、国民は誰も2011年のアナログ終了など望んではいないだろう。何の権力も持たない一介の庶民である私は、地上放送が、現在の地上アナログ放送と同様に、自由で便利で、国民のための公的メディアとして今後も存続するよう、身勝手な傍若無人な政府に激しい怒りを抱きつつ、ただ折るばかりである。</p>	<p>・ダビング10について 消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。</p> <p>・B-CAS社について 放送番組の権利保護の実効性を担保するための方法としてはB-CASカード方式のような技術・契約によるエンフォースメントと制度面のエンフォースメントの手法が考えられます。情報通信審議会において、現行エンフォースメントの方式について種々の指摘(※)があったことを踏まえ、当該エンフォースメントについて情報共有や関係者からの説明等を求め、関係省庁の協力も得て、エンフォースメントの在り方について審議が行われることとなっております。(※情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通促進に向けて」第五次中間答申(平成20年6月27日)本文28頁から31頁参照) <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080627_7_bs2.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080627_7_bs2.pdf</a></p> <p>・地震速報などの緊急性を要する放送について 緊急地震速報等の速やかな提供のため、ご指摘の遅延については出来る限りその短縮を図っていくことが非常に重要と認識しており、今後のデジタル処理の高速化等により更なる改善が図られることを期待しています。</p>
7放送事業者	<p>国は制度設計の主体者として、デジタル放送への移行に関して率先して取り組むべきである。</p>	<p>地上デジタル放送に関しては、放送事業者はこれまで多額の設備投資を行うなど、事業経営上多大な労苦を費やして、アナログ放送からの移行に努力している途上である。したがって国においても、その制度設計の主体として、デジタル放送への移行に関わる全般にわたり、省庁を横断した国全体の施策として率先して取り組むことを要請する。同時にその制度設計にあたっては、事業者にとりこれ以上の多大な費用負担を強いることのないものとするを強く希望する。</p>	<p>総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところです。また、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、本年7月に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」をとりまとめたところです。今後は、これらの施策が確実に実施されるよう、関係省庁とともに取り組んでいくこととしています。</p>
8放送事業者	<p>国は所要の予算措置を確実に講じるとともに、あらゆる施策への取り組みのスピードを一挙に高めるべき。</p>	<p>今回の中間答申がデジタル完全移行までの残り3年間を「仕上げ」の段階と位置づけ、実施すべき施策をすべて盛り込むこととした点は評価できる。また、この答申を踏まえて総務省は「地上デジタル放送推進総合対策」を取りまとめたが、そのすべての項目について所要の予算措置が講じられなければ、「総合対策」は画餅に帰し、2011年デジタル完全移行は実現しない。それゆえ国には、国策としての「デジタル完全移行」を確実に成し遂げられるよう、今後3年間に渡って十分な予算を確保していくよう強く求める。加えて重要なのは「施策のスピードアップ」である。アナログ終了3年前の時点でデジタル受信機の普及台数は4000万台弱、世帯普及率は5割弱と推定され、残り3年間での普及目標(5000万台世帯1億台)の達成は容易なことではない。放送事業者はデジタル置局等の送信対策に万全を期すとともに、放送を通じての周知活動を強化していくが、国も国策としての十分な取組体制を早急に構築し、地方自治体の協力の取り付け、受信相談活動や住民説明会の開催、共聴施設のデジタル化、高齢者対策、経済弱者救済等々、必要なすべての施策のスピードを一挙に高めるべきである。そのためには来年度予算を期初から使えるよう準備するのはもちろんのこと、今回の答申内容および「総合対策」を今年度のできる限り早い時期から軌道に乗せるよう、努めるべきである。</p>	<p>総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところです。この総合対策で示した施策が確実に実施できるよう、予算要求を行っていくこととしています。</p>
9放送事業者	<p>「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の具体的な取り組みにおいては、地上・BSを一体のものとして捉えて進めていくことを強く要望いたします。</p>	<p>準基幹放送として全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく提供されるサービスであるBS放送においても、本年3月に、アナログテレビジョン放送の終了期日が地上放送と同日の平成23年7月24日とすることが定められました。またアナログおよびデジタルのいずれも、ほとんどのBS放送受信機は地上放送との共用受信機となっております。アナログ放送終了までに解決すべきと挙げられている多くの課題は、地上とBSと併せて解決していく必要があります。よって、アナログ放送を円滑に終了しデジタル放送に完全移行するために、地上・BSが一体となり各種の課題に取り組んでいくことが必要と考えております。</p>	<p>国民に対して必要な情報を適切にお伝えするために必要な取組を行ってまいります。</p>
10その他	<p>原因者は国であり、受益者は携帯電話業者や高速道路業者である。したがって、負担は、国及び受益者が行うべきである。</p>		<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

＜国民の理解醸成＞

＜21件＞

番号	提出者	意見	理由	回答
11	放送事業者	地上デジタル放送における「周知徹底」・「悪質商法対策」・「相談体制」に関する課題は、BSデジタル放送においても同様に課題であり、各提言における取り組みを地上・BSを一体のものとして捉えて取り扱いを進めていくことを要望します。		国民に対して必要な情報を適切にお伝えするために必要な取組を行っています。
12	放送事業者	「地デジ」の周知広報・指導幹旋までを行なう全国組織と、その地方拠点となる「テレビ受信者支援センター（仮称）」の構築が、本答申において示されていますが、更に全国的な拡がりをもった運動を展開していくために、国の最高責任者たる総理大臣を本部長とした推進組織の早期立ち上げを希望します。またこれらの活動に必要な予算措置の実現に向けて努力することを希望します。	「地デジ完全移行」の実現は、国・放送事業者・メーカー・販売店・ケーブルテレビ事業者・地方公共団体などのあらゆる関係者の協力と、一般消費者・国民の理解がなければ実現しない国民的なテーマです。本答申において「地デジ」の相談体制の強化が今後3年間の取り組みの成否を左右するほどに重要となるとされています。まさしくその通りで、地域の「テレビ受信者センター」の実効ある活動がキープポイントとなるからです。	総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところです。この総合対策では、「テレビ受信者支援センター（仮称）」を都道府県単位で設置することとしており、このような施策が確実に実施できるよう、予算要求を行っていくこととしています。なお、本年7月には、総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送国民運動推進本部」を設置したところです。
13	共聴組合	1. 周知徹底に対する意見「正確な情報が届きにくいと懸念されている。」正にその通りだと思います。高齢者だけでなく、現役サラリーマンでも現在映っているだけに停波しないとわからない人は相当いると思います。 ①県の広報・市町村広報に定期的に流す。 ②小・中学校等でも先生から話をさせる。 ③新聞等による一面広告 ④市町村経由で自治会等に回覧・説明会等が必要（市町村の協力） また自治会総会等での説明会 ⑤老人会・長寿会等での説明 ぜひ、周知に知恵を絞って貰いたい。	自主共聴関係又アマチュア無線を行っている関係で、一般者よりも私は関心があり総務省のHP・新聞・TVで常に確認している。 ところが関心のない人は、先日確認したが自治会の会議でも50%以上は知らない。 テレビの字幕だけでは、なかなか周知出来ない。	ご意見を踏まえて、今後の周知広報に取り組んでいきます。
14	放送事業者	国は、国民への周知徹底・悪質商法対策・相談体制の構築等において、制度設計の主体者として強い責任をもってこれにあたることを希望する。	国民視聴者に対し、アナログ放送からデジタル放送への転換の意義を説明する第一義の責任主体は、この制度設計を進める国にある。したがって、国民への周知徹底・悪質商法対策・相談体制の構築等において、国は主体者として強い責任をもってこれにあたることを希望する。民間放送事業者が自らの番組を使ってデジタル化などをPRすることは、自らの売り場、つまり収入の元となる商品を犠牲にしていることであり、費用を掛けているだけでなく、利益機会を犠牲にしていることを理解するべきである。国に制度設計の主体者として、自らの費用で周知徹底することを要望する背景には、この問題がある。もちろん放送事業者はその円滑な事業運営に当たり、国民視聴者の地上デジタル放送に対する理解が最も重要かつ不可欠であることを強く認識している。国民視聴者の理解醸成に関する諸施策に対しては、自ら対応が可能な範囲において、最大限の協力を行う所存である。	総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところです。この総合対策では、相談体制の強化や周知徹底等の施策を行うこととしており、このような施策が確実に実施できるよう、予算要求を行っていくこととしています。また、悪質商法対策については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」で各関係者庁において対策を講じることとするともに、さらに「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の下にワーキンググループを設置し検討を行っているところです。
15	放送事業者	新聞・雑誌による広報、郵送による周知についても具体的な計画をもつべきである。	アナログ放送終了の周知はアナログ放送によるのがもっとも効果的であることはその通りだが、国としてはその他メディアによる周知にも力を注ぐべきであり、答申に二行の記述では不十分である。新聞広告は費用対効果に疑問もあるが、例えばテレビ番組欄にコールセンターの電話番号を常時掲載して問い合わせに供することなどは検討に値するのではないかと。また、配布地域を細かく選べる折込チラシなども地域密着の相談活動等の周知には有効であろう。 一方、郵送による周知には国策としての取り組みを明確化する意味があり、必要かつ効果的なタイミングを選んで行えないか、検討すべきである。また、全省庁および地方自治体の郵便物や封筒にコールセンターの電話番号を刷り込むなど使えるものはすべて使う姿勢が重要である。抽選でデジタルテレビが当たる「完全移行年賀状」の販売なども検討してはどうか。	ご意見を踏まえて、今後の周知広報に取り組んでいきます。
16	放送事業者	地方公共団体・民生委員・老人クラブ等との連携については、早急に具体化の道筋をつけるべきである。	テレビ受信者支援センターを来年度には全都道府県に配置する計画があるが、その活動は市町村、町内会、民生委員、老人クラブ等地域に密着した既存組織の協力なしでは成り立たない。したがってそれら組織との連携を取れるよう全国における組織実態を早急に把握し、協力要請に向けた説明会の開催やそのための周知ツールの整備など、具体化を急ぐべきである。	ご意見を踏まえて、今後、地方公共団体等への協力要請に取り組んでいきます。
17	メーカー	国は国民に対し、デジタル化により享受できることの詳細例や移行完了後に開始される新しいサービスを具体的に提示するなど、「デジタル化の目的・意義」を国民目線で見た分かりやすい内容で周知徹底し、デジタル化に向け国民意識の向上を図るべく、広報活動を一層強化して頂きたい。	2011年7月にアナログ放送が円滑に終了し、デジタル放送に完全移行する為には、「放送のデジタル化の目的・意義」の国民の理解が不可欠と考えるが、現状では不足していると思われる為。 また、周知徹底の強化は、着実に受信機を普及させる観点からも必要不可欠なことと考える為。	ご意見を踏まえて、今後の周知広報に取り組んでいきます。
18	メーカー	放送を利用した周知の徹底において、「アナログ放送終了計画案」にある取組み（「アナログロゴマーク」、「アナログ放送終了告知スーパー」、「アナログ放送終了のお知らせ画面」等）の各ステップ開始時期の前倒しを検討して頂きたい。	浸透度調査結果からも明らかなように、「アナログ放送終了」を突感として視聴者に伝える為には、実際に視聴しているアナログ放送による告知がもっとも効果的であり、できるだけ早い段階から国民の理解を得ておく必要がある為。	ご意見については、放送事業者等関係者と相談しながら検討していきます。
19	メーカー	地デジ推進関連組織は、「仕上げ」の段階になった現在、各組織における役割分担を明確化するとともに、必要に応じてよりわかり易い実効性のある組織に統一すること等も視野に入れ、推進すべきと考える。	答申の中に組織として、新たに「地デジ推進全国組織（仮称）」、「国民運動の実施」、「テレビ受信者支援センター（仮称）」、「都道府県レベルの連絡調整会議」などが記載されているが、既にある地上デジタル推進全国会議を含め、それぞれの役割と責任、関係が明確でない為。	各組織における役割分担を明確にすることは重要であると考えますので、今後、各組織の役割分担が一層明確になるよう、取り組んでいきます。
20	その他	アナログ停波の必要性に関する説明がないうまま停波することに反対地デジ問題に対する国民の一般的な認識は、デジタル波の導入そのものに反対の人は、それほどいるとは思えません。しかし、既存のアナログ波がある日突然停めるといふことには納得できない人がかなりいると思います。つまりテレビを見ることについては、現状で十分満足している人たちにとっては、かなりの出費をしても、デジタルに替える必要性を感じていないのです。選択の自由を与えず強制的にデジタルに移行させる現在のやり方では賛成できません。また、アナログ停波を理由に脅迫的にデジタル導入を勧めるやり方にも賛成できません。デジタル導入は止むを得ないとしても、アナログ波を2011年7月24日に停めることには反対します。		アナログ放送の終了は、周波数の有効利用の観点から必要不可欠であると考えます。このアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行が、2011年7月に確実に実施されるよう、関係者が協力・連携して取り組んでいるところです。また、総務省では、本中間答申を踏まえて、本年7月に今後取り組むべき施策を「地上デジタル放送推進総合対策」としてとりまとめたところであり、この総合対策で示した施策を確実に実施し、2011年7月にアナログ放送が円滑に終了できるよう、取り組んでいきます。

21	その他	<p>地デジへの移行の理由とその必要性が十分説明されていない。 私どもは分譲マンションの管理組合で構成するNPO法人です。地デジへの移行については、私どもは、自ら視聴するテレビの受信のみならず、近隣住戸の受信障害対策共聴施設の問題も抱えております。地デジへの移行については、ほとんどのマンションで長期修繕計画の対象には入っておらず、したがって、これに伴う調査費用、改修費用、不要になった施設の撤去費用等については、管理組合として資金的準備はまったくできていないのが実情です。 マンション管理組合においては、今後これらのことに対する取組みを行っていかねばなりません、住民間の合意形成を図っていくうえで、地デジに移行する理由とその必要性を大多数の住民が納得し、それを共通認識として持つことが、合意形成に不可欠の条件であります。 しかしながら、審議会での意見にもあるように、「共聴施設について『全然情報が届いていない』という現実を自分が体験した」(P. 4.26行目)のが実態であります。また、「なぜデジタル化するのか」や『周波数の有効利用とはどういうことか』という本質的な話が、国民にはっきり伝わっていないのではないかと話題が出た。リパックについても、デジタル化の意義の周知という本質的な話に関連する話だと思う。総務省としては、周波数の様々な今後の利用法がどのような利益を生み出していくのかという大きな流れに関して、どこかできちんと説明する必要がある。」(P. 4.34行目)という指摘にもあるように、本質的な説明を欠いたままの状態であるため、マンション管理組合の理解と納得がほとんど得られていません。 マンションでの地デジ移行を進めるためには、地デジへの移行の理由とその必要性という本質的な説明を行っていく方法と体制を早急に整備していただきたい。</p>		<p>多様なサービスの実現、周波数の有効利用といった地上デジタルを進める必要性も含め、国民に対して、いっそうきめこまかな情報提供に取り組んでいきます。</p>
22	CATV事業者	<p>ケーブルテレビのコミュニティチャンネルも活用できると考えます。</p>	<p>ケーブルテレビは地域の行政と連携して地域の行政、安全、防災・災害等の情報をコミュニティチャンネルで放送などを行っています。 また、提言のとおりアナログ放送の終了は、放送番組やスポットを活用して、「周知広報すべき内容」をきめ細かく、繰り返し届くような取組を徹底することが肝要と存じます。 したがって、放送事業者の放送番組やスポットに加え、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを活用してアナログ放送の終了を周知することは、効果的であると存じます。</p>	<p>ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、周知広報活動を行うことが適当と考えます。</p>
23	CATV事業者	<p>ケーブルテレビの機能も活用すべきと考えます。</p>	<p>ケーブルテレビは、その事業区域で地域住民の地上放送の視聴形態を総合的に把握しています。 したがって、周知広報活動においては地元電器店等関係団体と協同してケーブルテレビを活用することが、更なる周知・徹底に役立つものと考えられています。</p>	<p>ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、周知広報活動を行うことが適当と考えます。</p>
24	消費者団体	<p>①地デジ関連の訪問販売業者の勧誘時の説明不足予防のための説明書面の定型作成と書面の交付義務付けし、説明書面不交付の場合には説明不足を理由に無条件解約に応じるようにする。 ②上記の説明書面を、技術弱者への説明にも活用するシステムをつくる。</p>	<p>地デジ対策は、個人の視聴環境、経済力により大きく変わる。保険のように個にあわせてきめ細かい説明がなされなければならぬし、TV視聴希望者全員にはスムーズに切り替え時に視聴できるようにするのは国の義務と考える。 現在、相談現場では、地デジをこのままではみられなくなると不安をあまりこれしか(CATVなど)しか選択支が無いような説明の勧誘が横行していると思われる。 チューナー・アンテナ、ケーブルTV契約、光回線を利用のTV視聴など、個人ができる選択支を明確にして、初期費用、継続的に架かる費用などをわかりやすく記入できるフォームの説明書面定型をつくり、勧誘時には必ず記入説明して渡すように義務付けてほしい。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、総務省では、これまでホームページやパンフレットなどの地上デジタル放送の周知広報や総務省地上デジタル放送受信相談センターの設置運用の中で、悪質商法に関する情報提供や注意喚起を図っております。また、関係省庁で構成する「地上デジタル放送への円滑な移行完了のための関係省庁連絡会議」に「悪質商法等対策WG」が本年7月31日設置され、関係省庁間の悪質商法に対する連絡体制が強化されたところです。</p>
25	その他	<p>詐欺的行為でなくとも、マンションの共聴施設システムの改修について、マンション居住者の知識不足に乘じ、希望しない高度・高額なシステム改修を提示する業者がある。 対策として、業者が診断や見積をする場合、地デジを視聴するのに必要最低限の工事を必ず提示するよう義務づける。</p>		<p>今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、総務省では、これまでホームページやパンフレットなどの地上デジタル放送の周知広報や総務省地上デジタル放送受信相談センターの設置運用の中で、悪質商法に関する情報提供や注意喚起を図っております。また、関係省庁で構成する「地上デジタル放送への円滑な移行完了のための関係省庁連絡会議」に「悪質商法等対策WG」が本年7月31日設置され、関係省庁間の悪質商法に対する連絡体制が強化されたところです。</p>
26	CATV事業者	<p>全国の消費生活相談センターに寄せられたケーブルテレビ事業者等に関する悪質商法の情報を、業界における自主的な再発防止の取組みと当該事業者の指導に資するため、ケーブルテレビ事業者等の所管業界に対し提供していただくようご検討をお願いいたします。 なお、放送事業者の放送番組やスポットに加え、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを活用して、悪質商法等に対する注意喚起を行なうようご検討願います。</p>	<p>放送事業者の放送番組やスポットに加え、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを活用して、悪質商法等に対する注意喚起をきめ細かく、繰り返し届くような取組をすることが被害防止に役立つものと存じます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、全国の消費生活相談センターに寄せられたご意見については、データベース化されており、総務省担当者も閲覧することが可能です。</p>
27	放送事業者	<p>地域ごとの実情に応じた相談体制の充実・強化を図るには、地方公共団体との連携が不可欠と考えます。国は、地方公共団体との連絡・調整を的確に行うとともに、地方公共団体の取り組み強化に必要な予算の確保に向けて協力・支援すべきと考えます。</p>	<p>答申は「情報の裾野が広がるような仕組みを構築することで、すべての国民に、デジタル化への対応方法が十分に理解していただけるよう、効果的に周知を徹底することが必要」としており、放送事業者としては、番組を通じてPRを強化するとともに、地域に密着した調査・相談対応・支援を実施するために総務省が新たに設置するテレビ受信支援センター(仮称)への要員派遣等を通じて相談体制の整備に積極的に協力する考えです。他方、全国各地域の実情に応じたきめ細かな相談体制の充実・強化には、各地域の住民と直接向き合う地方公共団体の協力・支援が欠かせないと考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

28	その他	<p>必要に応じて現地調査や受信状況調査を行うことを徹底すべき相談体制として、今年秋には全国10ヶ所程度で「テレビ受信者支援センター」が設置され、来年初頭には全都道府県に1ヶ所の「テレビ受信者支援センター」を設置するよう取り組むべきとの提言ですが、全国的な相談体制としては、これでは無理で、審議会の意見にあるように、「共聴施設の実態把握やデジタル化対応のために、地域密着型相談体制の整備が必要。」(P.21)</p> <p>次に視聴者からの相談に適切に対応できる体制の整備のために、「必要に応じて現地調査や受信状況調査を行う・・・」とありますが、マンション管理組合にとっては、受信障害対策共聴施設の改修にあたっては、まず、受信障害範囲が、アナログ波と比べて、どのように変わるのか、ということ調べないと、協議の対象となる近隣住戸を特定することさえできません。しかし、ここで提言されているように、今後の相談体制においては、受信障害範囲の問題に関して必要に応じて、現地調査や受信状況調査を実施していただけるのであれば、管理組合にとっては、近隣との協議について、大きく前進することができます。</p> <p>相談体制に関するこの提言は、必ず実現していただきたい。</p>		<p>テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行っていくこととしています。</p>
29	CATV事業者	<p>ケーブルテレビの機能も活用できると考えます。ケーブルテレビが地域の行政等と協同して消費者の相談に対応する体制整備も効果があると考えます。</p>	<p>限られた期間内にアナログ放送を円滑に終了するためには、本中間答申の提言のとおり国民運動の展開が不可欠であると存じます。</p> <p>国民運動の展開に際しましては、専門知識を持ち、またその事業区域で地域住民の地上放送の視聴形態を総合的に把握し、ネットワークの良いケーブルテレビの機能を活用することは、地上デジタル放送移行とアナログ放送の円滑な終了に貢献するものと存じます。</p>	<p>ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、受信者相談に応じていくことが適当と考えます。</p>
30	CATV事業者	<p>地域に密着した調査・相談対応・支援等を行うために、ケーブルテレビの機能も活用すべきと考えます。</p>	<p>ケーブルテレビは、その事業区域で地域住民の地上放送の視聴形態を総合的に把握しています。</p> <p>したがって、住民に近い所の拠点として設置予定の「テレビ受信者支援センター（仮称）」において、ケーブルテレビ事業者も参画し、調査・相談対応・支援等を行なうことは、より効果的であると考えております。</p>	<p>ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、受信者相談に応じていくことが適当と考えます。</p>
31	CATV事業者	<p>「テレビ受信者支援センター（仮称）」が、紛争を円滑に処理するための調停機能の付与をご検討願いたく存じます。</p>	<p>本中間答申でも記述されているとおり、電波障害対策でケーブルテレビ事業者が当該施設を取り込んでおり、維持管理期間が「アナログ放送終了まで」とされている場合や、デジタル放送においても一部の地域で電波障害が残存する場合（電波障害残存地域の特定や対策の継続を誰が行うか）、あるいは電波障害対策後の建造物による複合電波障害の発生や原因者が協議に応じない場合、当初の原因者が既に存在しない場合など、原因者と居住者の住民で解決するのが難しい様々なケースの発生が想定されます。</p> <p>また、デジタルでは電波障害が解消される場合、ケーブルテレビ事業者が電波対策サービスを停止するケースもあると思われませんが、居住者に理解してもらえず最後は、「ケーブルテレビ事業者が勝手に電波を切る」というような事態にも発展しかねなく、住民で解決するには困難なケースが懸念されます。</p> <p>したがって、テレビ受信者支援センター（仮称）が紛争の処理のための調停機能を持つようご検討願いたく存じます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

＜受信側の課題＞

＜38件＞

番号	提出者	意見	理由	回答
32	放送事業者	「受信機が多様化・低廉化」、「簡易なチューナーの開発・流通」、「受信機器購入等に対する支援」、「高齢者・障害者等の受信機器設置等に対するサポート」、「使いやすい機器の必要性」といった「受信機の普及」に関する課題への取り組みは、地上・BSを一体のものとして取り扱って進めていくことを要望します。	BSアナログ放送受信機の大部分は、地上アナログ放送との共用受信機となっています。アナログ放送を円滑に終了し、デジタル放送に完全移行するためには、BSアナログ放送の視聴者が、引き続きBSデジタル放送を視聴可能となるようにすることが必要です。そのためにBS放送においても、地上放送と同様に「受信機の普及」に関する課題に取り組むこととなります。	今後の検討の参考とさせていただきます。
33	個人	「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」という報告書において、「デジタル放送対応パソコンも普及台数は113万台（平成20（2008）年5月）に達するとともに、パソコンに外付けするデジタルチューナーが、本年5月に販売開始されたところであり、地上デジタル放送を視聴するユーザーインターフェイスを標準装備したパソコン用ソフトも、本年秋頃から搭載が開始される予定であるなど、パソコンで地上デジタル放送を視聴しやすい環境が整備されつつある」との認識が示されています。確かに、本来、デジタル放送はパソコンとの親和性が高いはずですが、アナログ放送と異なり著作権保護に伴う数々の不具合が生じている点を見逃しています。	以下のような問題点をクリアしない限り、視聴環境の拡大は望めません。 （1）パソコン製品のデジタル音声出力一例として、ビクセラのPIX-DT012-PROを挙げます。 http://www.pixela.co.jp/products/tv_capture/pix_dt012_pp0/qa.html#qa23 「パソコンでディスプレイをHDMIケーブルで接続した場合、パソコンからのデジタル音声出力には対応していません。サウンドボードのスピーカー出力端子にスピーカーを接続することで音声を出力できます」とのことですが、一般的なHDDレコーダーと同じよう力を含め、デジタル音声出力に対応してはいけません。Dpa1に尋ねたところ、「デジタル音声出力は再コーデックできないSCMSは義務づけているものの、禁止していない」とのことでした。実際にHDDレコーダーではデジタル音声出力ができており、パソコンだから制限されるというのは根拠がないのではないかと考えております。ガイドラインに問題があるのか、メーカー側の過剰自衛なのか、いずれにせよ5.1ch出力はできず、デジタル放送のメリットをスポイルしております。 （2）録画データの保全やムーブについての仕様さらに互換性のなさです。 http://www.pixela.co.jp/products/tv_capture/pix_dt012_pp0/qa.html#qa27 「コンテンツ保護のため、今まで動作していたパソコンと異なる環境では、これまで録画した映像を再生することはできません。また、チューナーボード本体を交換された場合も、同じ理由で再生ができません」とのことですが、ユーザーにとって極めて不都合な仕様です。 厳格に同一の環境でなければ録画データが復号化されないというのは欠陥仕様ではないでしょうか。自作パソコンの場合、パーツを変更したり、ボードも交換したりすることはあります。たとえば、パソコンを変更したり、チューナーメーカーが異なったりしても、著作権情報を引継いで相互に復号化できるようにすべきではないでしょうか。パソコンの場合、HDDレコーダーと異なりiLinkダビングもできず、ユーザーにとって納得しがたい非常に不都合な仕様です。 以上のような不都合は、パソコンチューナーの普及における重大な障害であり、特に録画データが引き継がない不具合は、アナログ時代にはあり得ません。 （2）の不具合は「仕様の瑕疵」と言っても過言ではありません。ユーザーが少ないため表面化してはおりませんが、「ダビング10」よりも優先して解決すべき問題点だと思っております。視聴者・消費者本位の仕様には是正してほしいところです。	・ダビング10について消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。 ・「パソコン製品のデジタル音声出力」についてご指摘の内容は、基本的に民間規格や各メーカーの製品仕様に係るものであると認識しています。
34	放送事業者	国は、廉価なチューナーの開発・流通の実現や経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等に対する支援策の実施および共聴施設の改修促進等において、中心的な役割を果たし、積極的な施策を行うべきである。	地上デジタル放送への移行にあたっては、現在アナログ放送を視聴している国民視聴者にデジタル放送を視聴できる環境を整備・提供することが、放送事業者にとっても最重要の事項と認識している。廉価なチューナーの開発・流通の実現や経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等に対する支援策の実施および共聴施設の改修促進等において、制度設計の主体者である国が中心的な役割を果たし、積極的な施策を行うことを強く希望する。	廉価なチューナーの開発・流通の実現に向け、関係メーカー各社の取組促進を図るため、総務省では(社)デジタル放送推進協会の協力を得て「簡易なチューナーの仕様ガイドライン」を取りまとめ、昨年12月に公表したところであり、引き続き関係メーカー等に対して積極的な取組を働き掛けていくこととしています。 受信機購入等に対する支援策については、今後の検討の参考とさせていただきます。 また、国としては、テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行っていくこととしています。
35	メーカー	地上デジタル放送への円滑な移行を進めていくためには、使いやすい録画機の普及も重要な条件の一つであり、その意味において、「ダビング10」が7月4日に運用開始されたことは、地上デジタル受信対応録画機の普及にも強みが付くものであり、高く評価しております。当コンソーシアムといたしましては、iVDR等のリムーバブル記録媒体も含めた地上デジタル受信対応録画機の普及が地上デジタル放送への円滑な移行のための重要な要素の一つであると認識しており、今後の普及に協力していきたいと考えております。 今後、ポータブルデバイスでの地上デジタル放送録画も、一般的となっていくことが予想され、「ポータブルデバイス向けとして用いられるリムーバブル媒体がダビング10の対象とならなければ利便性が向上しない」との意見が当コンソーシアムにも寄せられています。 さて、「～デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて～「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」＜平成16年諮問第8号第4次中間答申＞においては、リムーバブル記録媒体もダビング10の対象となるように記載されています。したがって、「ダビング10」での録画に際し、「ハードディスク等」の対象として受信機に内蔵されたハードディスクしか認められないのではないかと意見もあるようですが、リムーバブルのハードディスク記録媒体「iVDR」も含まれると考えております。その理解で間違いはないでしょうか。	「第4次中間答申【概要版】」における検討対象としては、「チューナーと録画装置（HDD・DVD等）が一体型の機器」という表現がありますように、リムーバブル記録媒体も含めたものとなっております。したがって、「ダビング10」のルールさえ担保されていれば、録画装置の記録対象がリムーバブル記録媒体であるかどうかは影響致しません。	第四次中間答申（※）において、基本的な改善の方向性として、具体的には「デジタル・チューナーとハードディスク等が一体型の機器について、」を対象とすると示しているところですが、よってリムーバブル記録媒体であっても、チューナーとハードディスクが一体型の機器である場合であり、ダビング10を担保することが可能である場合は、ダビング10の対象となりうると考えられます。 （※「～デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて～」21世紀におけるインターネット政策の在り方＜平成13年諮問第3号 第4次中間答申＞、地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割＜平成16年諮問第8号 第4次中間答申＞）
36	放送事業者	受信機購入等の支援範囲については柔軟に対応すべき。	受信機器購入に対する支援の範囲について、答申は「生活保護世帯が最も適切」としているが、これは健康で文化的な最低限度の生活を保障するという観点から、概ね妥当と考えられる。そうした趣旨に沿って財源の検討もなされるべきである。ただ、「経済的困窮度が高い」世帯は生活保護世帯に限らないことから、機器等の無償給付の範囲に関しては、普及実態等も睨みながら、引き続き検討を行うことが必要である。	今後の検討の参考とさせていただきます。

37	放送事業者	経済的な理由で、テレビが視聴できなくなる世帯に対する具体的な支援策を打ち出したことについて高く評価いたします。	基幹放送である地上放送をデジタル化することによって、経済的な理由で必要最低限の対応ができずテレビが視聴できなくなるという事態を避けるため、経済的な困窮世帯への支援は不可欠と考えます。支援にあたっては明確な基準が必要となりますが、この点、支援対象を「最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である『生活保護世帯』が最も適切」とした上で、具体的な支援方法について、「支援を希望する対象世帯からの申請」に基づき「現物給付」で実施することを基本としている点は妥当と考えます。一方、審議会での討議の中で、「生活保護世帯というのは最低生活費に満たないということで支援を受けて、生活費を確保しているが、朝から晩まで働いて、最低生活費ぎりぎりの収入で生活保護を受けていない人との差が気になる」「どういった線引きをしても、ボーダーラインの所得水準の人たちも含め、この移行に納得できない人が必ず出てくる」との意見があったことにも十分配慮する必要があると考えます。	賛成意見として承ります。
38	放送事業者	「高齢者や視覚障害者、要介護者世帯など特別にサポートが必要な世帯に対して、適切なサポート実施すべき」とした点を評価いたします。また、その実現のための制度整備を早急に行うべきと考えます。	段階的なデジタル化移行を進めているイギリスでは、経済弱者に対する支援措置はありませんが、一方で、高齢者や身体に障害を持つ人を対象にした支援制度が設けられています。これは「肉体的、物理的にデジタル移行が難しい人を救う」ことが支援の最大目的となっているためです。高齢者や視覚障害者、要介護者世帯に対する支援制度を検討するにあたっては、イギリスの例なども参考にしながら、可能な限り柔軟な制度設計を望みます。	テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行うていくこととしています。
39	消費者団体	低廉なチューナーを生活保護世帯に支援するという案があるが、チューナーのみならず、配線を含めた技術的・経済的支援をしてほしい。	チューナーがあったとしても、配線が古い場合、アンテナがない場合もある。すべてがそろわないと地デジは見られないことが周知されていない。	答申では、受信機器等購入等に対する支援の内容として、「簡易なチューナー」の無償給付に限らず、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器等を無償給付することが適当としています。（18ページ参照）
40	放送事業者	受信側の課題については、まず何よりも安価で使いやすいチューナーの開発・流通が最大の課題です。また共聴施設の改修促進を着実に実施していくとともに、公共施設のデジタル化については、本答申において平成22年（2010年）末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むことが示されていますが、少しでも、そのスケジュールの「前倒し」を含めた早期の実施を希望します。	受信側の課題については、送信側の課題に比較してかなり遅れています。あと3年間で間に合うか、いささかの不安感があります。少しでも早く対応がなされていくことが必要であると考えます。	受信側の課題については、本中間答申を踏まえて関係者とともに取り組んでいくこととしています。例えば、共聴施設改修にあたっては、まずデジタル放送を受信するための中継局整備が必要であると考えますので、送信側の中継局整備が少しでも前倒しになるよう、放送事業者とともに取り組んでいきたいと考えます。
41	メーカー	簡易なチューナーに関して、第4次中間答申の提言内容を引用する格好で具体的な金額が再掲されているが、価格にまで言及すべきではない。又、簡易なチューナーの位置付けは、デジタル放送受信機の普及に最大限努力を払った上で、それでも残存するアナログテレビを利用可能にするの一手段であり、「第三章1受信機の普及」の中でなく、「第六章アナログ放送の終了にあたっての課題」への対応策の一つとして取り上げられるべきものであると考える。	簡易なチューナーの価格に言及することは、健全な競争市場を阻害し、価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引するなど、デジタル放送受信機全般の普及阻害要因に結びつく。簡易なチューナーは、その位置付けから用途・機能が限定されるものであり、一般のデジタル放送受信機の普及と同列で語られるべきものではない。	アナログ放送の終了のためには、低廉な簡易チューナーが必要不可欠であると考えます。また、デジタル放送をデジタルテレビで視聴するかアナログテレビにデジタルチューナーを接続して視聴するかは、視聴者の判断に委ねるべき問題であると考えます。なお、簡易なチューナーの機能が限定されていることについての周知は十分に行う必要があると考えます。
42	メーカー	支援策として、簡易なチューナー給付と共に、アンテナ等の無償支給・改修や共同受信施設の改修経費の負担などに配慮する事は、目的に沿った現実的な対応と考える。なお、実施に当たっては以下の点について留意頂きたい。  (1) 支援の具体的な方法 機器の給付のみならず、アンテナ、テレビへの接続設置・調整や使い方の説明も含めて対応できる方法として頂くこと。  (2) アンテナ等の改修が必要不可欠な世帯についての対応 改修方法は原則アンテナの改修とし、室内アンテナの支給は次対応として頂くこと。又、その際の選択基準を明示して頂くこと。	(1) 支援の具体的な方法について 簡易チューナーは、アンテナ、テレビへの接続が行われないとその用途が果たせない。これらの接続には多少の専門的知識も必要であり、少なくとも希望者には、給付時に接続を行い視聴できることを確認し、使い方の説明をすることが必要。  (2) アンテナ等の改修が必要不可欠な世帯についての対応について 室内での電波状況はアンテナと居住者の位置関係でも大きく変動するなど、屋外に比べ非常に複雑・不安定な為、時間的に受信できないなどの苦情が生ずる可能性がある。よって、「屋外での受信を原則とし、極めて安定した受信環境が得られる等、条件が整った場合に限り室内アンテナを使用する」という考え方が適当である。	今後の検討の参考とさせていただきます。
43	消費者団体	地上デジタル放送が受信可能か個別に判断し、適切な受信方法を助言する技術的支援、チューナー以外のアンテナ・配線等を含めた経済的支援をしてほしい。	現在、ビル影等で共同受信設備から受信している場合、個別アンテナの設置により地上デジタル放送の受信が可能であるはずだが、どこに調査を依頼すればいいのかわからない人が多い。また個別にどのような受信方法が選択肢にあるのかきちんと説明された上で選択できるような機会提供が、皆平等にされるようになってほしい。  地上デジタル放送受信に必要な条件は、アンテナのチューナーだけではなく、配線が古い場合や、ブースターの能力が足りない場合、分配器が対応していない場合などがある。このようなことが周知されていない。このような機器も含めた支援を検討して欲しい。	ご意見を踏まえて、周知広報に取り組んでいきたいと考えますが、「経済的支援」については、本中間答申で提言されているとおり、デジタル放送視聴のための受信機等は自己負担が原則と考えます。
44	放送事業者	チューナーの機能については、様々な商品のバリエーションがあっても当然ですが、「低廉で簡易」ということが最優先されることに鑑み、最低限必要な機能の指針を作成するなど、購入者が選択に迷わないような配慮が必要と考えます。	「個々の受信機に搭載する機能の選択については商品企画の自由度を阻害することのないよう十分留意して行われる必要がある」とことについては、異論はなく、メーカーの自由な開発環境は担保されるべきですが、チューナーの普及にあたっては、「低廉で簡易」であることが優先的に求められていることを考えると、メーカー各社から最低限必要な機能を備えた商品群が供給され、購入者が迷わず選択できるような環境を作ることが重要と考えます。  また、生活保護世帯への給付にあたって、メーカーへの一括発注が必要になることを考えても、最低限の機能に関する指針等を早急に策定しておくべきと考えます。	昨年12月に、社団法人デジタル放送推進協会において、「簡易なチューナー」の仕様ガイドラインをとりまとめ公表したところです。このガイドラインに沿って、メーカー各社で簡易なチューナーの開発が進められています。
45	自治体	生活保護世帯以外の低所得世帯に対するチューナー購入等への支援	高齢者のみ世帯や住民税非課税世帯等の低収入世帯では、地デジ対応テレビの購入やデジタルチューナー購入に加え、共聴施設の改修費用を負担しなければならない場合もあり、非常に大きな負担となることから、生活保護世帯以外の低所得世帯に対しても何らかの支援が必要ではないか。	今後の検討の参考とさせていただきます。

46	放送事業者	「デジタル放送を残り2,800万世帯に普及させるため」の提言がなされているが、同時に地上デジタル推進全国会議の「デジタル放送推進のための行動計画」でも掲げられている「1億台」普及の目標達成についても、明確に記載すべきである。	基幹放送である地上テレビジョン放送は1世帯に複数台数普及しており、アナログ放送終了のためには5,000万世帯に普及させるだけでは不十分と考えられるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。
47	CATV事業者	簡易チューナーの支給、設置等での支援について賛同いたします。但し、以下事項のご配慮をお願いいたします。 ・簡易チューナーの支給のみならず設置等についても国が補助するとの報道がなされておりますが、地上デジタル放送の受信方法としてはアンテナ及びケーブルテレビの双方が可能な場合もあり、支援は受信者の選択に対し中立的に行われるべきと考えます。従いまして、ケーブルテレビ事業者が行う工事に対しても、支援がなされるよう要望致します。 ・ケーブルテレビ加入者に対しても簡易チューナーの設置等が発生した場合、ケーブルテレビ事業者が作業を行なうと考えます。従って、ケーブルテレビ事業者も当該支援に協力できる体制を要望いたします。 ・工事等を「テレビ受信者支援センター」で行うとの記述もありますが、「テレビ受信者支援センター」が国の力を背景に工事者を優先的に確保したり、施工料金を相場以上に設定することの無いよう、適切な配慮をお願いします。	支援を受ける方の中にはケーブルテレビ加入者も含まれている可能性があります。既にケーブルテレビに加入されている方に対してまで、アンテナを設置する等のことのないよう、あくまで選択は支援を受ける方の意思によるべきと考えます。 簡易チューナーの設置には、相当数の工事が必要になると考えますが、作業ができる工事者の数には限りがあり、一部の工事者はケーブルテレビの施工に携わっている方もいますと考えます。国の支援が優先されたら、相場以上の賃金により工事者を集めた場合、ケーブルテレビの工事者が不足し、結果的にケーブルテレビによる地上デジタル放送の推進が遅延する可能性があるため、配慮を求めます。	賛成意見及びご要望として承ります。 なお、2点目について、必ずしもケーブルテレビ事業者がチューナーの設置等の作業を行わなければならないとは想定していません。また、3点目について、経済的に困難の多い世帯への支援の実施主体に關し、答申では「テレビ受信者支援センター（仮称）」とすべきとはしていません。
48	その他	受信障害対策共聴施設や民間の重要施設（老人ホーム含む）について、デジタル化改修工事ならびに現地調査費用の補助をお願いします。	①地上デジタル放送の趣旨（メリット含む）は理解できますが、アナログからデジタルへの転換は国の施策であり、そのために発生する改修費用や現地調査費用（個別にデジタル放送を受信できるか否か）の補助は必要であること。 ②改修、調査費用とも1法人で負担するには巨額であること。 ③共聴設備設置後の住宅建築、電柱の移転、道路工事、近隣の高層建物等で影響範囲の確定や調査の責任分担は困難であり、また、調査費用も到底賄い切れないこと。	本中間答申でも提言されており、デジタル放送への対応に必要な経費については、原則として自己負担が適当であると考えます。
49	その他	受信障害対策共聴施設や民間の重要施設（老人ホーム含む）について、地上デジタル放送による受信障害が解消されるか否かの調査については、国、県、市が責任を持って実施し、地域住民に説明してほしい。また、その調査時期を早急に明示してほしい。	①共聴設備設置後の住宅建築、電柱の移転、道路工事、近隣の高層建物等で影響範囲の確定や調査の責任分担は困難であり、調査範囲も不明なこと。	本中間答申でも提言されており、デジタル放送への対応に必要な経費については、原則として自己負担が適当であると考えます。
50	共聴組合	辺地共聴施設改修・整備 「住民の負担が過大とならないよう、特段の配慮」とありますが現在の施設は25年経過しておりアナログであれば5～6年は問題なく使用可能です。しかし、地デジ対応であれば狭帯域からミッドバンド・広帯域化する必要があり業者に確認したところ組合員の負担が10数万/戸にもなります。改修費用補助を申請しても組合員の負担は多く「地デジアリア内」と比較すると大きな問題となっております。つきましては、改修補助金等語は聞いておりますが「特段の配慮」について具体的な動きを早急に行って欲しい。生活保護世帯だけでなく、高齢者が多い自主共聴も改修費は問題である。現状では、高齢化が進んでいる地域としては、組合解散になりかねない。（尚、弊組合は、相模原市企画政策課と相談しながらやっている）	1. 補助金申請にも記載されている35000～40000円/戸については理解出来るが、現行狭帯域施設で古い設備の場合「新規改修」になってしまう。このような施設の場合組合員負担は、10万+4万（元々負担）/戸になりとても全組合を納得させられないと思われる。このような施設は、相模原市津久井地区には相当あると思われる。 2. 維持費 弊組合（140加入アナログ）の場合、東京電力の電柱を黙認頂き共架させて貰っております。現在津久井地区の自主共聴組合は、総務省に正式届をしてない組合も相当あると思われます。今回総務省に正式届等を行うとこれまで支払っていない共架料等も発生し年間維持費も100万を超えてしまいエリア外の住民にとっては、大きな負担となってしまいます。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、辺地共聴施設のデジタル化改修の補助制度では、デジタル放送を受信するための必要最小限の設備等について補助をすることとしています。 有線共聴施設は、有線電気通信法に基づく届出が義務づけられています。国の補助を受け改修する以上は、当該補助の対象となる設備が他の法令に抵触する状態であることは不適切ですので、事前に有線電気通信法に基づく手続きを行っていただくようお願いいたします。 また、電柱の共架承諾や道路占用許可は、有線電気通信法に基づく届出の際に必須となりますが、これにかかる費用負担については、関係企業・団体と個別に相談していただくことが適当と考えます。
51	その他	共聴施設によるデジタル放送視聴には、施設改修費用他維持管理費用が常に発生することから、共聴施設活用による難視聴解消が進まないことが懸念される。 このため、放送事業者がデジタル中継局の代替措置として、共聴施設やケーブルテレビで対応することとしている地区について、共聴施設による視聴世帯がアンテナによる視聴世帯以上の費用（維持管理費用を含む。）を負担する場合は、国及び放送事業者が一定の費用負担をするよう要望する。	当社では、アナログ放送終了に伴い受信障害が解消された場合、補償責任が消滅するため、同放送終了後に共聴施設の廃止を予定している。 一方、放送事業者において、デジタル中継局の整備が進められているが、当面、電波でカバーできない地デジ難視聴地区は、共聴施設やケーブルテレビで対応することが、中継局ロードマップの改訂により明らかになってきた。 当社のアナログ放送受信障害対策地区においても、当社で調査した結果地デジ難視聴地区が確認されている。このような地区は、中継局の整備によりカバーされるべきであるが、他の視聴手段がなく地元から共聴施設の活用要望がある場合は、施設譲渡等当社としてもできる限り踏み込んだ対応を進めている。しかし、施設改修費用や維持管理費用が発生しアンテナ視聴世帯以上の費用負担を必要とすることから、今後共聴施設活用による難視聴解消が進まないことが懸念される。 このような中、中継局整備の代替措置として共聴施設等での対応を決定したのは国・放送事業者であり、難視聴解消に対して一定の責任があると考えられるため、現行の支援措置で不十分な場合は、国・放送事業者による更なる支援をお願いしたい。具体的には、共聴視聴世帯が現状の国や市町村の公的支援を受けてもアンテナ視聴世帯以上の費用負担（施設改修費用の他、維持管理費用も含む。）を必要とする場合は、国や市町村による更なる費用負担をお願いしたい。併せて、放送事業者による一定の費用負担についても指導をお願いしたい。	今後の検討の参考とさせていただきます。
52	自治体	①辺地共聴施設 現行支援措置の改善にあたっては「新設共聴」「改修困難共聴」に加え、「小規模施設の改修」への支援措置についても併せて行うべきである。	現行の「改修困難共聴」は受信点の大きな移転が必要となる施設が対象とされているが、改修事業費に比して組合員が少数の小規模施設においては、現行支援制度を活用しても組合員あるいは市町村の負担が過大となることから、辺地共聴施設の改修を加速化するため、特段の配慮が必要である。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、辺地共聴施設の改修における補助金申請は、市町村から国に提出される仕組みになっています。 個々の施設の改修費用が少額であっても、市町村内或いは複数の市町村内の共同事業で1件の補助金交付申請として提出していただければ、支援可能になります。

53	自治体	①辺地共聴施設 現行支援措置の改善にあたっては「新設共聴」「改修困難共聴」に加え、「小規模施設の改修」への支援措置についても併せて行うべきである。	現行の「改修困難共聴」は受信点の大きな移転が必要となる施設が対象とされているが、改修事業費に比して組合員が少数の小規模施設においては、現行支援制度を活用しても組合員あるいは市町村の負担が過大となることから、辺地共聴施設の改修を加速化するため、特段の配慮が必要である。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、辺地共聴施設の改修における補助金申請は、市町村から国に提出される仕組みになっています。 個々の施設の改修費用が少額であっても、市町村内或いは複数の市町村内の共同事業で1件の補助金交付申請として提出していただければ、支援可能になります。
54	消費者団体	辺地だけでなく、都会のビル影のような地域でも、共同アンテナ等の共聴施設設置または改修の支援をしてほしい。	共同アンテナを建てていたものが、一方的に国の施策で使えなくなり、その費用をすべて自己負担するのはあまりにも酷である。もしかすると、新東京タワーになれば、難視聴地域でなくなるかもしれないが、地デジになってから新東京タワーまでの間のみ難視聴地域になる場合も考えられる。	受信障害共聴施設について、受信障害の原因となった建築物等の所有者等に負担を求めることが困難な場合や当事者間の話し合いの設定が困難な場合について、住民負担が過重とならないようにするための支援措置を行っていくこととしています。
55	その他	受信障害対策共聴施設のデジタル化対応状況は、あと3年を切った現時点でも実態を把握できていない状況で、改修に向けた総務省のプログラムはどうなっているのか？改修状況の把握はいつ完了するのか示していただきたい。 現状把握もできていない状態で、どのようにして具体的な対策を立てようとしているのかが、全く見えてきません。改修工事費用の負担割合や責任分担など受信障害対策共聴施設の改修には、当事者間の合意形成に非常に困難性が予想され、多くの時間が求められます。それにもかかわらず、未だ現状把握すら出来ていないという条件の下、2011年7月までにデジタル化対応を終了させるのであれば、総務省はその具体的なプログラムを示す必要があります。そうでなければ、現場の管理組合は、アナログ停波という限定された条件の中で近隣との協議を行うことには、大きな無理があると言わなければなりません。		受信障害共聴施設について、本年度中に全国の最新情報を取りまとめた管理簿の整備を行うとともに、これに基づき、相談体制の充実・強化等必要な支援を行っていくこととしています。
56	その他	調停機関の設置に賛成多くのマンションでは、新築時に近隣への電波障害に対して、受信障害対策共聴施設を設けている。今回の地デジ問題では、これらの共聴施設の改修については、この共聴施設によって視聴している人たちと施設管理者であるマンション管理組合とで協議して、受信障害範囲の調査、デジタルへの改修等についての責任や費用負担等について決めるように総務省は言っています。しかし、費用負担の問題も含まれているものを、当事者だけで話し合せて合意に達するとは到底思えないのが正直なところだ。したがって、この審議会の意見にもあるように調停機関を設けることは、最低限必要な措置であると思いますので、是非実現していただきたい。		今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方を本年度末までに検討することとしています。
57	その他	地デジ問題に対する政府の方針を早急に統一すべきここで指摘されているように、国交省はデジタル化への対応は不要という指導を行っています。これは総務省の対応とはまったく異なります。このことは、新聞でも報道されたため、マンションの現場にも多少なりとも混乱を与えています。たとえば、昨年11月18日に京都で開催された説明会において、総務省近畿総合通信局の担当者の説明に対して、出席していた管理組合の人たちから「我々も道路会社と同じように、近隣に対して、デジタル対応は行わないの対応をとったら、どうなるのか？」という質問が出ましたが、それに対して、総務省の担当者は「そういう対応をされると裁判になります」という回答でした。そうすると、国交省は裁判に至るような対応を指導していることとなります。 いずれにしても、ここに至ってなお、政府内で対応が異なるということは、異常な状態といわざるを得ません。「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、早急な調整が行われることを要望します。		「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（平成20年7月 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定）において、「各省庁において、所管の施設による受信障害の現状等を速やかに把握し、本年8月末までにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定することとし、内閣官房において各省庁の計画をとりまとめて公表を行う」とこととしています。
58	その他	新東京タワーのエリアに入るマンションの受信障害範囲の調査や共聴施設の改修などについての早急な対策の提示を！ 電波の発信地点が変わり、受信障害範囲もアナログ波の時は全く異なる新東京タワー問題は、受信障害対策共聴施設を持つマンション管理組合にとっては、大きな問題で、都市受信障害の新たな問題になっています。新東京タワーのエリアに入るマンションにとって、受信障害の範囲や受信障害対策共聴施設の改修などの問題にどのように対応していくのか、総務省において、早急な対策を示していただきたい。		東京都墨田区に建設が計画されている東京スカイツリーへの放送設備の移転については、平成23年7月のアナログ放送の停波後の移転が計画されています。移転は、放送事業者の経営判断により決定されたものですが、移転に際しては電波法に基づき無線設備の設置場所の変更許可申請が必要であり、総務省としては、申請が出された場合は、電波法に則り、電波の混信を発生させないかどうか等の観点について適正に審査を行うこととなります。また、移転に伴い、ビル陰による新たな難視聴の発生など、何らかの影響が生じる場合には、受信者の利益保護の観点から、放送事業者による責任ある取組が必要であると総務省として考えており、昨年12月12日、放送事業者6社に対して、放送局の移転によって生じる電波の混信等の影響に関する取組について、移転を行う放送事業者において責任ある取組を行うよう総務省が文書にて指導したところです。
59	その他	当事者双方に対する説明会開催の行動計画を早急に公表していただきたいマンション管理組合に対する周知広報や説明会は、まったくと言っていいほど行われていないのが実情です。そこで、私どもの団体では、総務省の地方総合通信局に依頼して説明に来ていただき自ら説明会を開催して、会員管理組合の理解促進に努めてきたところであります。今後の受信障害対策共聴施設への周知徹底を進められるのにあたって、説明会や郵送周知を波状的に行うということですが、各地における説明会開催の日程など具体的な行動計画を速やかに公表していただきたい。		テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行っていくこととしています。

60	その他	受信障害調査は公益事業者や大手不動産会社に対してのみ行うのではなく、マンション管理組合に対しても当然行うべき受信状況調査については、相談体制に関する提言の中で、相談体制の充実・強化に関して、「必要に応じて現地調査や受信状況調査を行うことにより、視聴者からの相談に適切に対応できる体制の整備が必要である。」と記されています。したがって、受信障害調査を公益事業者や大手不動産会社に限定して行うことは、相談体制の提言で述べられていることと矛盾して行くので、このように限定するべきではない。		テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行っていくこととしています。
61	個人	不公平をなくすこと。	・私が居住する愛知県額田郡幸田町内の共聴地区では、現在、デジタルチューナー内蔵テレビを接続すれば、そのまま無料で視聴可能な地区と視聴できない地区があります（新幹線高架の影響は無いところ）。 ・現在、デジタルテレビを購入してもアナログしか写らない、でもすぐ近くの家は無料で写る。今後も無料と思っている。生保者も同様。この不公平は、かなり問題になってきていると思います。国は、アナログ放送の終了とデジタル放送の開始を強調しているが、実際に視聴するにはどうすればよいか、今後どうなるのかを早い段階で、国民に通知すべきだったのではないのでしょうか。さらにケーブルネットワーク事業に関して、早急に見直しが必要であると思います。巨額の資金が使用されているのですから、そのうちマスコミが取り上げるかもしれません。	国民に対して必要な情報を適切にお伝えするために必要な取組を行っていただきます。
62	その他	安価な受信障害対策として、国が主導してギャップファイラー及びデジアナ変換装置を開発すべきである。		ギャップファイラーやデジアナ変換装置については、既に製造メーカーが製品化を完了し、市場において販売が行われているところであり、国が主体的に開発を推進する段階にはないと考えます。
63	その他	「公平性」の論理を持ち出すのであれば、マンション管理組合に対して国は支援措置を講ずるべき。 マンション管理組合は、これまでも集合住宅共聴施設には自己負担を行っており、更に近隣の受信障害対策の負担も担ってきた経緯があることから、戸建住宅に比べて過大な経済的負担を強いられています。このような経緯を無視して、「公平性」を理由に受信障害対策について国の支援措置を否定するのは論理が通りません。 また、デジタルへの移行によって不要となる受信障害対策用アナログ設備の撤去費用も大きな金額となり、管理組合にとっては、修繕計画では想定していない計画外の支出となり、管理組合財政を圧迫します。これらの点からも支援措置は不可欠のものと私たちは考えています。		受信障害への対応は、一般的に、建築物所有者と受信障害を受ける地域住民との間で話し合いによる解決を行っていただくことが原則となっております。 一方、国としても、テレビ受信者支援センター（仮称）において、個別・専門的な受信相談に対する対応、共聴施設のデジタル化対応のための説明・助言、必要に応じた調査などの支援を行っていくこととしています。 また、受信障害の原因となった建築物等の所有者等に負担を求めることが困難な場合や当事者間の話し合いの設定が困難な場合について、住民負担が過重とならないようにするための支援措置を講ずることとしています。
64	消費者団体	辺地だけでなく、都会のビル影など、共同アンテナ等の共聴施設設置または改修の支援をしてほしい。	共聴施設の設置者は、その後のメンテナンス費用も含めて、受信組合などに引き渡している場合もある。その当時、アナログ停波のことは全く考慮されずに金額が決められ、以後請求しないような誓約書を取り交わしていると思われる。しかし想定外のことであり、受信障害の責任者に交渉しようとしても、ビルの持ち主が替わったりして、交渉相手がはっきりしないケースがある。このような場合、費用をすべて自己負担するのはあまりにも酷であり、支援を検討して欲しい。	受信障害共聴施設について、受信障害の原因となった建築物等の所有者等に負担を求めることが困難な場合や当事者間の話し合いの設定が困難な場合について、住民負担が過重とならないようにするための支援措置を講ずることとしています。
65	CATV事業者	共聴施設のデジタル化の進捗等を把握するためには、施設の管理簿整備は不可欠なことと存じます。 しかし、管理簿整備には多くの手間と時間を要しますので、管理簿整備の一方で並行してケーブルテレビの情報をもとに地域の行政等と協同で周知広報活動に当たるよう検討すべきと考えます。	施設の管理簿整備はデジタル化の進捗状況を把握し、対策を講じるために必要なことと存じますが、管理簿整備は多くの手間と時間がかかるかと考えられます。 しかし、一方で限られた期間の中で周知広報に当たらなければなりません。 ケーブルテレビは、その事業区域で地域住民の地上放送の視聴形態を総合的に把握しており、実際に地域の行政と連携して受信障害対策共聴施設へ周知広報活動を行っている事例もあります。 したがって、ケーブルテレビが総合通信局等と協同して管理簿の整備を行うことと並行して、説明会の開催、パンフレット配布等の周知広報に当たることが効果的と考えます。	ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、周知広報活動を行うことが適当と考えます。
66	自治体	辺地共聴施設整備事業の補助要件の見直し	共聴施設を改修する場合の、世帯あたり最低負担額の3万5千円の根拠として、個別受信する世帯におけるUHFアンテナの設置費用に相当する額と示されているが、本県においては、個別受信する世帯では、アナログ放送用に既にUHFアンテナが設置されており、デジタル放送を受信するためにUHFアンテナを新たに設置する必要のない世帯がほとんどである。このため、共聴施設利用世帯と個別受信世帯への間に不公平感が生じており、それが共聴施設改修が進まない原因のひとつになっている。このようなことから、3万5千円の制限の廃止等、補助制度の見直しによる改修を促進すべきではないか。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、辺地共聴施設の改修における補助制度では、直接受信する方々との公平性に配慮して、補助額の算出にあたって1世帯あたり3万5千円の自己負担を基本としています。 しかし、これは補助額の算出上の考え方であり、実際の改修工事における国庫補助以外の資金調達方法を拘束するものではありません。
67	CATV事業者	ケーブルテレビ事業の公共性や社会的使命等にかんがみ、当社も積極的に共聴施設のデジタル化への取り組みに協力しております。 ケーブルテレビネットワークに接続していない共聴施設のデジタル化推進にあたっては、国、地方公共団体等の中立的な機関が生導して住民への説明の機会を設けていただくことが有効です。また、現在総務省で検討されているダイレクトメールによる管理者等への周知に先立ち、国等の中立的な機関が発行する周知広報等を当社が配布させていただく等の協力も可能と考えています。 残された期間を考慮すると一刻も早く総務省による情報整備と周知広報活動を行なっていただくことが不可欠と考えます。	当社エリア内の導入されている施設のデジタル化は、既に設備を更新し実施済みであります。 2011年7月24日の完全デジタル化に向けて、当社のネットワークに接続していないエリア内の共聴施設の視聴世帯、施設管理者への周知広報および当社ネットワークへの接続が効率的であると認識しています。 当社はこれまで積極的に地上デジタル放送への転換の必要性を訴えてまいりましたが、一民間事業者が共聴施設の視聴世帯・施設管理者に接触するには限界があり、面会を拒絶されるなど地上デジタル放送への転換の必要性を説明できないケースも多くあります。また、説明を内容を理解いただいても、対処方法について施設管理者等の合意を得るまでには相当の時間を要することを経験上承知しております。 国等が実際に管理者をまわって説明を行うことは現実的ではないと考えられるため、中立的な機関による説明文書の配布等を、当社においても協力できると考えます。 なお、残された時間は相当短いと認識しておりますので、総務省が先頭に立ち早急な取り組みを要望いたします。	ケーブルテレビ業界をはじめとする関係業界、関係者の方々のご協力も得つつ、周知広報活動を行うことが適当と考えます。
68	CATV事業者	共聴施設やアナログ電障地域のデジタル化に当たっては、当事者同士では解決が長期化するケースが多いため、調停のための機関の設置や紛争処理のモデルとなる事例を国が示すなど、国主導での解決を要望します	集合住宅の共聴施設の改修における課題としては、デジタル化への改修を希望する居住者とこれに消極的な居住者による話し合いがまとまらないケースが多いことがあげられ、結果的にデジタル化への対応が進んでおりません。 審議会でのオブザーバーの方の意見にもあるように、普及の現場では切実な問題となっています。工事専門家の派遣や話し合いの進め方のアドバイス等では十分な効果を期待することは難しいと考えており、住民間の話し合いを調停する公的な機関が早急に必要であることから、その設置を含め検討することを要望します。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方等を本年度末までに検討することとしています。

69 CATV事業者		<p>ケーブルテレビ提供エリア内の公共施設の実態把握、デジタル化対応につきまして、地域密着のケーブルテレビ事業者は既に多くの情報を保持しています。既存設備や各種サービス、コミュニティーチャンネルというツールも併せ、是非活用を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>当社グループの運営局42局中31局（2008年7月現在）が行政出資を受けサービス提供を行っており、各地域の情報番組を自主制作し、コミュニティチャンネルにて放送を行っております。また、学校を始めとする地域の公共施設にケーブルテレビ施設が導入されていることも多々あり、学校向けインターネット接続サービス、行政向け緊急地震速報の提供も行っております。従ってケーブルテレビ事業者の既存設備を最大限活用することで、効率的なデジタル化の促進につながると考えます</p>	<p>ケーブルテレビ事業者をはじめとする関係者の方々、関係業界のご協力も得つつ、公共施設のデジタル化に取り組むことが適当と考えます。</p>
------------	--	--	---	--

＜送信側の課題＞

＜70件＞

番号	提出者	意見	理由	回答
70	共聴組合	1. 中継局 ○難視聴世帯解消に向けた取組 対策手法の選択技を示した上で地元公共団体等関係者と調整して、来年夏までに対策計画とありますが「費用負担が多い中の難しい選択判断」の為、対応が遅いと思います。 ○今後の市町村別ロードマップのあり方 本来テレビ受信については、個別アンテナ受信が公平であると思われるが中継局も辺地においては、難しい面もある。 この為、FTTHは辺地でも対応しているところもあるので無線対応だけでなくFTTHによる配信もロードマップに考慮すべきであると思ます。	①弊組合地域も中継局完成が2009年3月（当初より1年遅れ）であり大幅改修となったとき組合員総会 含め組合員の同意を得て改修判断をするには期間的に厳しい。また、6pの1P送信で、選択技の中に「N T T 東日本（フレッツ・テレビ）」がFTTH使用者であれば、一時費用（加入料2940円・工事費63 00円）月額維持費680円/月で使用出来そうですが、弊組合地域のエリアが、いつなるのか？明確でない。 。（問い合わせ中） ②難視聴世帯解消に向けた取組が遅く、改修判断困難で自主共聴の改修が2011年7月まで間に合わない 可能性がある。	共聴施設の改修に当たっては、当該施設の受信局となるデ ジタル中継局の整備計画に留意しつつ、自主的な対応をお 願いします。施設の改修について、ご不明な点がありまし たら、市町村又は管轄する総合通信局等にお尋ねくださ い。また、CATV加入等の代替手段による検討について は、自主的な対応を願います。
71	放送事業者	中継局ロードマップの着実な実施については、自力で建設が困難とする放 送事業者への国の支援の他、地方公共団体が住民サービスの一環として 行ったアナログ中継局支援と同様に、デジタル中継局建設においても一定 の役割を果たすべきとの意見に賛成する。		本中間答申への賛成意見として承ります。
72	放送事業者	難視聴世帯解消に向けた取組については、衛星利用による難視聴地域対策 の対象エリアを、アナログ終了後の周波数を使ってデジタル中継局の整備 による地上波による直接受信を基本とするとの意見については、自力で建 設が困難とされる放送事業者には国による支援なしには設備整備が進まな い可能性があることから、中継局整備への継続的な支援策の充実を希望す る。		本中間答申への賛成意見として承ります。
73	自治体	① 中継局ロードマップの着実な実施 2010年の早期には全ての中継局整備が完了するよう「中継局ロードマップ （第3版）」の前倒しを一層推進すること。	辺地共同受信施設をはじめとする住民の受信環境の整備を確実かつ計画的に推進するためには、早期の中継 局整備が不可欠であり、「中継局ロードマップ（第3版）」において2010年に置局するとされている中継 局の整備を2009年の早期に前倒しする必要がある。	総務省では、今後とも放送事業者に対し、中継局ロード マップに従った計画的な中継局整備を指導していきま す。ご意見の点については、放送事業者の一層の努力を期待し ており、例えば辺地共聴施設の改修に支障を来さないよ う、留意を促します。
74	自治体	① 中継局ロードマップの着実な実施 「自力建設困難」とされる中継局については、国と放送事業者の責務によ る着実な整備が進むよう、放送事業者に対する支援制度の拡充を図り、地 方自治体に負担を求めない制度に改善すること。	地上デジタル放送の送信環境の整備については、放送事業者の自助努力による中継局の置局が原則である が、真にやむを得ない理由により自力建設困難とされている局所については放送事業者に対する支援制度を 拡充することで、確実な中継局整備を推進する必要がある。	今後の検討の参考とさせていただきます。
75	自治体	②課題がある局所への対応 中継局に替え、放送事業者が共聴施設やCATVによってエリアカバーを行う 場合も支援制度の対象とし、放送事業者の主体的な取組を促進すること。	送信環境である中継局整備の代替措置であるため、その具体的な整備手法の明確化及び費用負担については 放送事業者が主体的に取り組むべきである。 また、放送事業者の取組を加速化するために、現行の支援制度を拡充し、代替措置に係る整備費用について も支援対象にする必要がある。	今後の検討の参考とさせていただきます。
76	自治体	④難視聴世帯解消に向けた取組 「新たな難視聴世帯」の解消については、国及び放送事業者の責務におい て対応するとともに、「アナログも難視聴」に分類されている世帯についても 住民の視聴実態を正しく把握した上で、適切な対策を実施すること。	送信環境のデジタル化整備に伴い「新たな難視聴世帯」が発生することから、送信側の責任において解消を図 ることが必要である。 また、「アナログも難視聴」に分類されている世帯が、実際には地上アナログ放送を視聴している場合もある ことから、対象地域の住民の視聴実態を正確に把握し、デジタル化に伴い視聴不能となることが無いよう対 策を講じるべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、「新たな難視聴世帯」の最小化に向けて、今後、放送 事業者において実態調査、対策手法等の検討が行われ、来 年夏までに「地デジ難視聴地区対策計画（仮称）」を策定す ることとしております。なお、市町村別ロードマップにお いて「アナログも難視聴」に分類されている世帯において、 実際、アナログ放送を受信している世帯に対しては、本件 取組の対象となります。
77	自治体	②課題がある局所への対応 中継局に替え、放送事業者が共聴施設やCATVによってエリアカバーを行う 場合も支援制度の対象とするとともに、放送事業者が主体的に取り組める 体制を早期に構築すること。	中継局に替わる措置であるため、実際の対応も原則、放送事業者が行うべきである。 技術・費用・効率等の観点から別の手段を検討する場合に、現在のところ放送事業者が利用できる支援制度 は、中継局に対するもののみであるため、検討が進みにくい状況にあると考えられるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。
78	自治体	意見74と同様	意見74と同様	意見74と同様
79	自治体	意見75と同様	意見75と同様	意見75と同様
80	自治体	意見76と同様	意見76と同様	意見76と同様
81	放送事業者	年度またぎを可能とするなど、予算の弾力的な運用を検討すべき。	中継局工事の集中化を緩和させるためには各地域が全国的視野に立って工事工程の平準化を行うことが重要 であるが、北海道や鹿児島など国の支援を必要とする中継局が多い地域では、平準化を図るために年度初め にもそれらの支援局の工事を設定することになる。そのためには前年度予算によって翌年度工事をできるよ うな前倒し予算を国が実施できるようにすることが重要である。	国の予算制度のもとで執行される中継局整備支援は、単年 度執行が原則です。 放送事業者が自力建設困難とし、国費及び自治体等関係者 の支援を得て整備する中継局は、自ら免許主体となる放送 事業者が、デジタル化に向けて遅滞が生じることのないよ うに、関係者と協力して中継局整備を推進するものと考え ます。
82	放送事業者	中継局整備に際して、地方公共団体は柔軟に対応すべき。	放送事業者は中継局ロードマップを着実に実行する予定であるが 実際の置局建設実務作業をスムーズに進めるためには地元地方公共団体等のより一層のご協力を頂きたい。 具体的には、各種条例の緩和措置、事務処理手続きの迅速化また建築基準法の除外規定の適用などである。 地元地方公共団体等には、デジタル中継局の高い公共性を深く認識して頂けるようお願いしたい。	放送事業者が主体的に取り組むことを基本とし、地方自治 体等関係者の協力を得て中継局整備が円滑に進むことは望 ましいことと考えます。

83	放送事業者	負担の大きな地域の放送事業者には一定の配慮が必要ではないか	来年夏までに対策計画を策定するとなっているが、その具体的な工程スケジュールにおいて、地域によっては過重な負担となり実現が不可能な場合も想定できる。 多数の調査地点があり、地理的条件等も他地域と比較して著しく異なる地域などは、経費、人材、期限に配慮した対応措置がとられるべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、「地デジ難視地区対策計画（仮称）」が来年夏までに着実に策定されるよう、今後、放送事業者において実施される実態調査、対策手法の検討等について、その取組状況を把握することとしています。
84	放送事業者	アナログ中継局の整備に一定の役割を担ってきた地方公共団体が、デジタル中継局整備についても、一定の役割を担うことを強く要望いたします。	完全デジタル化移行で、事業主体たる放送事業者が最大限の努力を払うのは当然のことですが、他方、放送事業者だけでは達成できない課題もたくさんあります。中でも重要なのが地域ごとのきめ細かな対策であり、この点、地方自治体の協力は欠かせません。また地上放送のデジタル化は国策であり、デジタル放送関係者全員による総力を挙げた取り組みが不可欠と考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
85	自治体	中継局の早期整備と、共聴施設のデジタル化改修への対応について	辺地共聴施設の改修は、当該地域にデジタル波が届いていること、すなわち、中継局整備が前提となる。しかしながら、冬季に中継局が閉局した場合、積雪地帯である本県では、共聴施設の改修は、雪解けとなる翌年の5月頃まで着手できない場合も想定される。このため中継局の可能な限り早期の整備が必要である。また平成22年末に整備される中継局については、当該中継局から電波を受信する共聴施設改修に関して国庫補助制度が確実に利用できるように配慮が必要である。 また、受信機の普及を図る観点からも中継局の早期整備が重要である。	総務省では、今後とも放送事業者に対し、中継局ロードマップに従った計画的な中継局整備を指導してまいります。ご意見の点については、放送事業者の一層の努力を期待しており、例えば辺地共聴施設の改修に支障を来さないよう、留意を促します。
86	放送事業者	「自力で建設が困難とされている中継局については、国の支援も活用しつつ、平成22（2010）年末までに確実に整備できるよう取り組むことが重要である。」と提言されているが、2010年開局の中継局の国の支援については、2010年末までに中継局整備が完了できるよう配慮されたい。	従来の4月以降の支援申請、交付決定のスケジュールでは、2010年末までに全ての工事を完了することが困難なことが予想されるため。	平成20年に創設した支援制度を用い、今後、国の支援対象となる事業についてはできる限り速やかに着手出来るよう取り組んでまいります。円滑な事業実施に向けて、該当の放送事業者においては関係者と協力し早期に準備を整える等対応をお願いいたします。
87	放送事業者	「平成27（2015）年3月末までに、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策のすべての対象世帯（アナログも難視聴である地区を除く。）に、地上系の放送基盤で、地上デジタル放送が送り届けられるようにすべくである。」と提言されているが、これらの放送基盤整備は民放のあまねく努力の範囲を超えるものであり、国の更なる支援を希望する。	民間放送事業者は2010年末までに中継局ロードマップ達成のため既に多大な投資を行っている。提言されている「対象世帯に地上デジタル放送を地上系の放送基盤で送り届ける」ための対応策は現在検討中であるが、対策経費の積算も済んでおらず、民間放送事業者の自動努力の範囲を超えるものと考えられるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、新たな難視聴対策については、放送事業者の主体的対応が基本と考えます。
88	自治体	デジタル放送を送り届ける自処が立っていない地域に対しての地上デジタル放送の伝送方法等については、国が中心となり取り組むべきものであり、地元地方公共団や放送事業者に過重な負担がかからないよう配慮が必要である。	地上デジタル化にあたっては、国の責務で取り組むべきであり、デジタル放送を送り届ける自処が立っていない地域についても同様に、国が中心となり取り組んでいくべきものと考えます。	海外離島等の特殊な課題のある地域のデジタル化については、国、自治体、放送事業者等がそれぞれの立場で連携し対応していくべきものと考えます。
89	個人	追加意見（実地調査以前に問題の発生している中継局についての記述）  ③一般視聴者や地方自治体等からのデジタル混信に対する申し出や要望書・意見書の提出のある案件に対しては、デジタル混信の発生状況について申出者より聞き取り調査を実施し、速やかにデジタル混信解消に向けた取り組みとして、中継局のチャンネル切り替え等を行う。	徳島で現在は、新聞のテレビ欄にある放送局（NHK2局、四国放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、サンテレビ、テレビ大阪）が受信でき放送文化は充実しています。2011年7月24日に、アナログ放送が終了となり地上デジタル放送に移行すると、徳島県は、法律上総務省の保障する放送局数は激減し、NHK2局と四国放送のみとなり日本でも佐賀県とともに最下位の水準となります。ただ、徳島は関西からの地理的条件の良い場所が多く、特に吉野川沿いの地域が恵まれており、現在のアナログ放送は神戸の摩耶山（標高約700m）から送信されるサンテレビジョンや大阪の生駒山（標高約650m）からの関西キー局やテレビ大阪の電波が確実に届いております。地上デジタル放送に至ってもアンテナを調整することによりアナログ放送同様の受信が出来ております。地上デジタル放送も漏れた電波を拾うことにより多くの放送局が受信でき文化的に遅れない現状でありましたが、昨年5月に新たに開局した地上デジタル放送の阿波デジタル中継局NHK総合放送により今まで受信出来ていたサンテレビジョンが受信出来なくなりました。原因は、地上デジタル放送のサンテレビジョンが26チャンネルで放送を行っていたところと同じチャンネルでNHK総合が放送を始めたからです。それは明らかに調査不足で吉野川市周辺でサンテレビジョンは見れないとの認識で現状を把握せず総務省がチャンネル設定を行った結果です。人為的に見れなくなったのもので、NHK総合を26チャンネルから変更してもらい徳島の数少ない受信放送局数を少しでも多くするよう、そして、昨年5月以前の状況に戻してもらいたい。（5月までは見れていた）そうしてもらわないと、アナログ放送終了の2011年にはサンテレビが急に見えなくなりパニックに陥る。その時点で総務省は見れなくて当然ですと言いかねない。サンテレビジョンは、送信所が高いところであり強い電波が届きブースター（増幅装置）がなくてもアンテナのみで受信できるので、低所得老人世帯でも安価に地上デジタル放送を見ることが出来ます。	デジタル混信による受信障害については、国及び放送局の免許人たる放送事業者とともにその実態把握等の対策を進めているところでございます。ご意見の点については、放送対象地域外での視聴に関するものであるという観点から基本的には困難であると考えます。
90	個人	意見89と同様	意見89と同様	意見89と同様
91	個人	意見89と同様	意見89と同様	意見89と同様
92	放送事業者	デジタル混信については、既に発生している混信障害問題や送受信対策の経費負担の在り方、で混信が発生する主な要因は逼迫している周波数事情から、やむを得ず使用したチャンネルで混信が発生していることから、送信側の対策および受信者側の対策にも支援措置がなされることに対しては賛成である。大規模な混信がある場合には放送事業者の負担も大きくなることから支援の一層の拡充を希望する。		今後の参考とさせていただきます。
93	個人	意見89と同様	意見89と同様	意見89と同様
94	個人	吉野川市の阿波デジタル中継局のNHK総合26chのチャンネル変更をお願い致します。 理由ですが、それに伴ってSUNTVが受信できなくなりました。地元放送とのことですがアナログでは受信できるのに残念です。 また、2011年7月24日において、ほとんどのアナログTVが廃棄物になってしまいます。 お年よりをはじめ、廃棄物無駄もなくなるため、現TVのABSナログのCHIに、現キーステーション局の放送を再送信していただけたら、アナログTVの有効利用できると思います。よろしくをお願いします。		同上
95	放送事業者	従来の補完的な中継局の設置、共聴施設の設置に加えて、国の支援措置の範囲を今後発生が予測される個別課題に即して、より経済的な対策手法の選択肢を増やす観点から、中継局のチャンネル切替や高性能な受信アンテナへの交換などの手法に拡充する考え方、アナログ・デジタルのサイマル放送により周波数が逼迫している中で放送事業者が、混信が発生する可能性のあるチャンネルを使用せざるを得ない状況に理解を示されている提言内容に賛同します。	答申にあるとおり、補完的な中継局は対象世帯が点在しているなど有効な対策とならない以上、新たな手法を講じることが重要であり、2011年7月のデジタル完全移行のためにもチャンネル切替等に国の支援の対象を広げることが必要です。	ご賛同のご意見として承ります。

96	個人	2011年に地上デジタル放送の移行すると、徳島県は放送局数が激減し、NHKと四国放送のみとなります。ただ、関西のサンテレビの電波は、地理的に近いので、地上デジタルになっても受信できる状況があったのですが、昨年開局した阿波デジタル中継局NHK放送により、受信できなくなりました。原因は、サンテレビと同じチャンネルだったということです。是非、NHK総合のチャンネルを変更していただき、また、徳島の受信局数を増やしてほしいと思います。特にサンテレビは強い電波が届き、低所得者世帯でも見ることが出来ます。		デジタル混信による受信障害については、国及び放送局の免許人たる放送事業者とともにその実態把握等の対策を進めているところですが、ご意見の点については、放送対象地域外での視聴に関するものであるという観点から基本的には困難であると考えます。
97	メーカー	ガードインターバル越えの長遅延のマルチパスへの対応を、一義的に受信機の今後の性能向上に期待すべきではない。	地上デジタル放送送信局については、送信側で検討され設置されたものであり、受信機はガードインターバル内のマルチパスを配慮した設計が基本である。従って、ガードインターバル越えの長遅延のマルチパスは、基本的に送信側で対処すべき問題である。	電波の異常伝搬によって想定外の遠距離から妨害波が到達する場合や放送区域の外の遠方で実態的に地上デジタル放送を視聴されている視聴者も存在するため、送信側で全ての対策を実施するには限界があると考えます。
98	放送事業者	放送事業者が、周波数逼迫の中にあっても混信の可能性のあるチャンネルを使用せざるを得ない事情を配慮し、支援措置の見直しを提言されていることについて、賛同いたします。	デジタル混信においては、答申にも記述されているとおり、実態の把握が困難なケースが多い中で、放送事業者としてもできる限りの対応をとっているところですが、中継局の建設を急ピッチで進めながら、並行して混信対策を行うことについては、周波数の逼迫状況や、経費負担等を勘案すれば、おのずと限界があるのも事実です。今回の答申ではそのような「全体的な事情」に配慮して、送信側、受信者側双方への支援措置の見直しに言及されたことは、適切であると考えます。弊社としても、今後も混信対策に引き続き全力をあげていくとともに、今後の支援措置の取り組みに期待します。	ご賛同のご意見として承ります。
99	個人	意見 8 9 と同様	意見 8 9 と同様	意見 8 9 と同様
100	個人	意見 8 9 と同様	意見 8 9 と同様	意見 8 9 と同様
101	放送事業者	CATVによる地上デジタル放送の再送信サービスについては、本来地上放送は無料視聴を前提とした放送であるため、その再送信にあたっては、CATV事業者が視聴者に過度の視聴料負担を求めることなく、可能な限り安価で高品質な放送を送り届けるべく努力することを期待する。		今後の検討の参考とさせていただきます。
102	放送事業者	①国民から多く寄せられている意見である、「地上放送のみの安価な料金の再送信サービス」の導入・提供を提唱している提言内容に賛成します。②暫定措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信することは、慎重に取り組みべきと考えます。	①近年、ケーブルテレビのサービスが多様化していますが、地上放送の再送信はサービスの基幹をなすものであり、そのサービスだけを受けたいという国民の要望に応えることが、デジタル化の推進に貢献すると考えます。②ヘッドエンドにおけるデジタル放送のアナログ方式変換は、緊急避難的かつ暫定的な手段であり、アナログ受信機対策の観点に留まらずに、受信者がデジタル、アナログのいずれかを選択できる等、デジタル化推進の視点にも立って、その方法や実施時期等は慎重に検討すべきと考えます。	①については、本中間答申に対する賛同意見として承ります。②については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、まずは、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきと考えます。
103	放送事業者	「ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進」、「ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供」、「共通施設の現状把握等への協力」、「地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進」といった「ケーブルテレビ」に関する課題への取り組みは、地上・BSを一体のものとして取り扱い進めていくことを要望します。	ほとんどのケーブルテレビ局において、地上放送と同様にBS放送の同時再送信が行われております。アナログ放送を円滑に終了し、デジタル放送に完全移行するためには、ケーブルテレビを経由したBSアナログ放送の視聴者が、引き続きBSデジタル放送を視聴可能となるようにすることが必要です。そのためにBS放送においても、地上放送と同様にケーブルテレビに関する課題に取り組むこととなります。	今後の検討の参考とさせていただきます。
104	CATV事業者	2011年7月の地上アナログ放送終了に向けて、① STBを設置すれば、現状のテレビのままで地上デジタル放送を視聴できること。② 新たにデジタル受信機を購入すれば、地上デジタル放送はそれで視聴できること。を基本において、地上デジタル放送の普及を図っております。それと同時に機能を絞り込んだ安価で、取り扱いは平易なSTBの製作・販売をベンダーに強く要望しているのが現状です。放送のデジタル化が全世界的な取り組みであることから、2011年7月以降はケーブルテレビであってもデジアナ変換してのアナログ波の送信はしないことが肝要と考えます。それでもなおかつ、デジアナ変換を実施するのであれば、期限を定め、法的根拠を規定して実施するのが適切であると考えます。また、アナログ波が停止しても、アナログテレビのままで継続して視聴できる安価で取り扱い平易なSTBまたはデジタルチューナーの普及促進こそ行政の果たすべき役割と考えます。	2011年7月以降において、ケーブルテレビでデジアナ変換してアナログ波の送信をすれば、ケーブルテレビ加入者は、現状のアナログテレビで地上波の視聴は可能となります。しかしながら、STBならびにデジタル受信機の普及は遅々として進まないこととなります。しかも、ものを大切にすると風土を持った我々日本国民をしてアナログ受信機の終焉はその3年後か或いは5年後となるのか、デジアナ変換の停止の際、また同じような選択を迫られます。デジアナ変換のヘッドエンドを構築する費用と労力をSTBの普及促進に向けてこの方が、放送のデジタル化に向けての正しい選択だと考えます。行政の果たすべき役割が、暫定的とはいえ、デジタル化を先送りすることであることは考えにくい、むしろアナログ波が停止しても、そのままのアナログテレビで継続して視聴できる安価で取り扱い平易なSTBの普及促進こそ行政の果たすべき役割だと考えます。蛇足ではありますが、地上デジタル波をデジアナ変換し送信するのであれば、NHKのBS1ならびにBS2をも加えてデジアナ変換し送信することが必要と考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。なお、まずは、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきと考えます。
105	CATV事業者	ここではまだ「条件整備に向けた課題等を整理すべきである」と、問題提起に止まっていますが、たとえ暫定的措置であっても、ケーブルテレビが地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信すべきではないと考えます。	1. 2011年アナログ停波時の円滑なデジタル移行のため、ケーブルテレビ事業者として電障施設管理者、集合住宅のオーナーや管理組合などに対しデジタル化の改修を勧めました。そのケーブルテレビ事業者自身がアナログ再送信をすることは、背信行為と受け取られかねません。また今後のデジタル化改修の動機付けが失われ、かえってデジタル化への対応が遅れる恐れがあります。2. 一旦アナログ再送信を行ってしまうと、暫定期間終了時に、その周知、廃棄受像機の処理、改修工事の殺到など同じ問題が発生します。暫定措置の実施についての説明とそれを混乱なく終了することは本来国の責務であるにもかかわらず、視聴者からケーブルテレビ側の責任と誤解されたいという恐れが極めて大きくなります。この負担はケーブルテレビ事業者としては負いかねます。3. 既存接続世帯からアナログ再送信の対価をいただく術はなく、1項に記したようにデジタル化も遅れることから、都市難視対策などにより接続世帯数が過半になっている地域では、ケーブルテレビ事業者としてアナログ再送信を行うべき理由がありません。従ってもしこれを実施する場合は、そのための設備投資、運用コストはすべて国に負担をお願いすることになりますが、それが国民一般の理解を得られるか疑問です。	今後の検討の参考とさせていただきます。なお、まずは、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきと考えます。
106	放送事業者	地上デジタル放送の普及に、大きな役割を果たしているケーブルテレビが、地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要との提言に賛同します。	ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信は、その普及において大きな役割を果たしています。提言でも指摘されているように、国民が地上放送のみの安価なサービスを望んでいることもあり、このようなサービス形態が拡大していけば、地上デジタルの普及にもさらに弾みがつくものと考えます。弊社としても、自らの放送対象地域内において、このようなサービスの再送信同意が求められた場合には、積極的に同意手続きを行っていく考えです。	本中間答申に対する賛同意見として承ります。
107	CATV事業者	経営的に厳しいなどの事情のあるケーブルテレビ事業者に対し、デジタル化対応のための国としての支援をご検討願いたく存じます。	ケーブルテレビ事業者には事業規模に格差があり、現時点でデジタル化への対応を明確にしていなかったケーブルテレビ事業者については、経営的に厳しいなどの事情があるものと想定いたしております。当該事業者に対しましては、ケーブルテレビ業界としても引き続きデジタル化への対応を明確にするよう求めたいと思いますが、補助等の国としての支援も合わせてご検討願いたく存じます。	今後の検討の参考とさせていただきます。

108	CATV事業者	ケーブルテレビが、国等が行う共聴施設の施設設置者やデジタル化の現状等の把握への協力に際し、総合通信局等と協同して実施することができるなどの協力の得られやすい体制を整えるようお願いします。	既述のとおり、ケーブルテレビは、その事業区域で地域住民の地上放送の視聴形態を総合的に把握しています。したがって、共聴施設の施設設置者やデジタル化の現状等の把握、説明会の開催、パンフレット配布等周知広報を効率よく進めるには、ケーブルテレビが総合通信局等と協同して取り組むことが効果的と考えます。	ケーブルテレビ業界をはじめとする関係界、関係者の方々のご協力も得つつ、周知広報活動を行うことが適当と考えます。
109	CATV事業者	これから課題整理を行ってまいります、ケーブルテレビ事業者に事業上のマイナスが生ずる場合、誰がそれを負担すべきかが、これからの検討に当たり非常に大きな課題であります。	これまでのケーブルテレビの事業モデルは多チャンネルサービスが基本になっており、それが変わり、事業にマイナスが生じることが懸念されます。そのような場合、誰がそれを負担するのかが課題としてあります。	今後の検討の参考とさせていただきます。
110	CATV事業者	本中間答申でご指摘のとおり、暫定措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信することは、ケーブルテレビ加入者がデジタル受信機を購入することなく、従来のアナログ受信機により暫定期間地上デジタル放送を受信し続けることができるようになり、アナログ受信機のリサイクル問題を平準化する効果があると存じます。ケーブルテレビ業界といたしましても、本件の条件整備に向けた課題等を整理する予定にいたしております。デジアナ変換のためのヘッドエンド設備の設置及び運営には費用がかかり、その償却費等相当額は、まずは、受益者である利用者に負担いただくことが原則とは考えますが、その視聴料の利用者負担額が過剰となる場合や、視聴料を利用者に負担いただけない場合も想定されます。その場合は国としての支援措置を検討願いたく存じます。また、デジアナ変換を行う場合、その期間、即ち何時までにデジアナ変換を終了するのか明確にし、その終了時のアナログ受信機保有世帯の扱いも含めて、国民のコンセンサスを得たうえで実施することが必要不可欠と考えます。なお、デジアナ変換と併せ、必要最低限の機能に限定した、安価・簡易なSTBの利用についても検討すべきと考えます。		本中間答申に対する賛同意見として承ります。なお、ご指摘のような課題も想定し得ることから、まずは、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきと考えます。
111	CATV事業者	当社では、既にケーブルテレビ視聴者への適切な情報提供、また加入の勧誘にあたって視聴者に誤解が生じないような取り組みを行っており、趣旨に賛同いたします。その際、適切な情報提供のためにも、現在総務省で検討されているダイレクトメールによる周知文書をケーブルテレビ事業者が使用できるように配慮いただくことを要望します。なお、料金表示を含む情報提供を適切に行うことは、ケーブルテレビ事業者のみならず、他の事業者に対しても等しく求められることと考えております。	従来より当社は、サービスエリア内において、加入者、未加入者に対して、地上デジタル放送のメリットの訴求を行ってまいりました。追加の施策として、本年4月より、当社ホームページ上に「地上デジタル放送相談専用ページ」を新設し、かつ一般消費者を対象とした地上デジタル放送に関する専用の電話相談窓口も開設いたしました。また、日本ケーブルテレビ連盟策定の「有線テレビジョン放送事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」に沿って、契約時には重要事項の説明、地上デジタル放送に係る各受信方法の説明を行っており、更に書面にて提示の上、契約時にはお客様に説明に関する確認書の捺印を申込書と併せて頂いております。	本中間答申に対する賛同意見として承ります。
112	CATV事業者	当社では、総務省の要請もあり、日本ケーブルテレビ連盟の「地上デジタル放送普及推進委員会」での議論を土台にしつつ、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を導入する方向で検討しております。その際には、地上デジタル放送の普及の観点から、当社ネットワークに接続されていない共聴施設のデジタル化を最優先します。ただし、本サービス展開については当社の事業形態（有料多チャンネルが事業の中心）を考慮すると明らかに事業リスクを伴うものです。特に戸建てへの導入については、当社提供サービスに加入済みのお客さまのダウングレードを招き経営に悪影響を与えるほか、導入費用の適切な原価の転嫁が必須であります。よって、推進主体である国、業界団体および事業者との協議の場を設けていただき、国民への適切な周知広報を含めた検討と対策の実施を要望いたします。	当社をはじめ、ケーブルテレビ事業者は、地上アナログ放送において、受信障害等の難視聴対策を実行してきました。デジタル放送についても、既に地域のお客さまには相当の頻度で説明を行ってきており、結果多くのお客さまの加入を得ております。未加入のお客さまの多くは2011年まで待つ、という方も多く、地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入することで、大幅に対策世帯が増加する、という確証を持つまでにはいたっておりません。従って、まずは当社のネットワークに接続されていない共聴施設のデジタル化について、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を導入したいと考えます。	本中間答申に対する賛同意見として承ります。なお、提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づく独自に判断・決定すべきものではありますが、すでに一部の事業者で導入されている事例等を参考に、必要最小限の費用を賄うための料金により提供されることが望ましいと考えます。
113	CATV事業者	ケーブルテレビのヘッドエンドにおけるデジタルアナログ変換の導入は、これまで国が主導してきた完全デジタル化という目的からすれば、大きな政策転換であると考えます。当社としては、地域のお客さまのみならず国民への説明責任を含め様々な課題があると考えており、政策転換について国が明確な方針を示すことが導入の最低条件であると考えます。当社としても、以下のような課題を認識しております。 <ul style="list-style-type: none"><li>・地上デジタル放送加入の減速</li><li>・デジタル既加入者のアナログ回帰</li><li>・「地上デジタル放送のみの再送信サービス」とのバランス</li><li>・利用帯域の減少による逸失利益の補償</li><li>・暫定的措置の期間の設置とその期間中の補償</li><li>・初期費用/ヘッドエンド等機器の運用費用の負担</li></ul> 従いまして、ケーブルテレビ業界のみが検討すれば足りるというのではなく、ケーブルテレビ事業者や視聴者の代表なども交えた検討の場を国が主導的に設定し、関係者の十分な議論を行うことを要望します。	当社では国策である地上デジタル放送の普及に向け、地域の住民に地上デジタル放送への転換を説明し、デジタル化を進めてまいりました。今回の提言は、これまでデジタル化頂いたお客様に当社のみならず国に対する不信感を招く重大な政策転換であります。また、このような施策が発表されれば、現在デジタル化されているお客様からアナログに回帰する恐ればかりか、今後、デジタルサービスへの加入ペースは相当減速することも予想されます。このような大きな影響を生じかねない政策転換を、一ケーブルテレビ業界だけで課題の検討をすることは困難であると考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。なお、ご指摘のような課題も想定し得ることから、まずは、ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべきと考えます。

114	消費者団体	地デジ関連の訪問販売、業者の説明不足による誤認契約についての取消権の設置	地上デジタル放送普及に便乗し、老夫婦が個人で経営している小規模アパートに、業者が訪問し、または仲介業者を通じて、CATV等の契約の勧誘を十分な説明をせずに行いトラブルになっている。今なら工事費無料。3年後の普及時には工事費が高くなっている、アナログ停波間近になると工事が混み合っていて予約が取れない等伝え、契約を急がせ、月々の発生する費用、解約に伴う違約金等十分な説明をせずに契約させ、月々の費用が説明より高額だったり、解約するには、高額な費用が発生すると覚書に記載があるとといった相談が入っている為。	日本ケーブルテレビ連盟では、高齢者への加入の勧誘や、地上デジタル放送の視聴を目的とする加入の勧誘を含む営業活動等に関するガイドラインを策定し、本年7月から施行しているところです。 ケーブルテレビ事業者は、加入の勧誘にあたって、視聴者等への適切な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、業界団体はガイドラインの遵守を徹底し、会員各社への適正化に向けた指導を実施するなど、視聴者に誤解が生じることのないような取組みを行うことが必要と考えます。
115	消費者団体	地デジ関連の訪問販売、電話勧誘販売などの不招請勧誘があった場合は、契約の取消権を設けてほしい。	CATVや光回線を使ったテレビ視聴の訪問販売、電話勧誘販売等がある。高齢者がターゲットになることが多く、意味がよくわからずに高額な契約をしてしまうことがままある。その場合、規約には「〇か月の料金を違約金として支払う。」旨が記載されている。小規模のアパートを経営する大家に対しても同様の勧誘があり、中には「3年間の月額料金を解約金として支払う」旨が規約に記載されている場合もある。大家とはいえ、契約内容を詳しく把握しているわけではなく、一度契約してしまうと、多額の負担を強いられる場合がある。納得して契約したと思えない場合は、契約に取り消し権を認めてほしい。	
116	消費者団体	地デジ関連の訪問販売、電話勧誘販売などの不招請勧誘があった場合は、契約の取消権を設けてほしい。また、高齢者の場合はアパートの経営者など事業者としての契約にも取消権を設けて欲しい。	CATVや光回線を使ったテレビ視聴の訪問販売、電話勧誘販売等がある。高齢者がターゲットになることが多く、意味がよくわからずにテレビが見えなくなると思ったり、高額な契約をしてしまうことがある。また、アナログ停波がまだ先だとわかっていても、停波直前の一年くらいは、工事の予約が集中して工事ができない、などと不安を煽って契約を急がせる。違約金なしの解約が必要だと思う。小規模アパートを経営する大家に対しても同様の勧誘があり、その方が入居者が集まると、巧みに付け込む。「3年間の月額料金を解約金として支払う」規約が記載されている場合もある。特に高齢の大家の場合、契約内容を詳しく把握しているわけではなく、一度契約してしまうと、多額の負担を強いられる場合がある。納得して契約したと思えない場合は、契約に取り消し権を認めてほしい。	
117	放送事業者	地上デジタル放送のIP再送信については、そもそも条件不利地域における地上系の代替措置として期待されたものであり、通信事業者は本来の趣旨に立ち返って、条件不利地域におけるインフラ整備により積極的に取り組むべきである。		もとより衛星利用による暫定措置については、デジタル化にあたっての重要な事項であると承知しています。また、新たな難視聴対策については、放送事業者の主体的対応が基本と考えますが、具体的検討の進め方についてのご意見として承ります。
118	放送事業者	地上デジタル放送のIP同時再送信が行われるインフラにおいては、BS放送の同時再送信も推進していただくことを要望いたします。その上で、国の電気通信役務利用放送事業者への働きかけは、地上・BSを一体のものとして捉えて取り扱い進めていくことを要望します。	BSアナログ放送受信機の大部分は、地上アナログ放送との共用受信機となっています。地上・BSアナログ共用受信機を利用する視聴者が、IP再送信を経由して地上デジタル放送を視聴する場合は、BSデジタル放送のIP同時再送信も行われていることが必要となります。そのためにBS放送においても、IP同時再送信を実現し、その上で地上放送と同様にIP再送信に関する課題に取り組むこととなります。	今後の検討の参考とさせていただきます。
119	放送事業者	IPによる地上デジタル放送同時再送信のサービスエリアを示したロードマップを公表すべきと考えます。	IPによる地上デジタル放送の再送信は、条件不利地域で活用できないかという点から議論が始まったと認識しています。答申は「IP同時再送信は、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段」としており、放送事業者やケーブルテレビ事業者が細かいロードマップを求められているのと同様に、サービスエリアを示したロードマップの公表が、視聴者利益に合うものと考えます。また、「都市部における視聴方法の選択肢の拡大」という観点から、例えば集合住宅共聴施設の代替措置として活用することなども考えられ、こうした点からもロードマップの公表は重要と考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
120	放送事業者	IP再送信の、条件不利地域におけるカバーエリアのロードマップの公表とその拡充が、早期に実施されることを強く希望します。	IP再送信については、我々放送事業者は、地上波中継局の補完措置として条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための手段として承認したという経緯もあり、「都市部」のみの展開で条件不利地域において「補完手段」として機能しないという事態とならないようにすべきだからです。このことは、地域格差は正の観点からも重要であると考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
121	放送事業者	答申では、IP同時再送信について、都市部偏重にならないよう留意する必要があるとしているにもかかわらず、条件不利地域に対しては「通信事業者によるインフラ整備のための取り組みが期待される」としか言及されていません。通信事業者への期待のみで、懸念が回避されるのははなはだ疑問です。行政としてなんらかの具体的な政策措置をとるべき事項と考えます。	IP同時再送信の都市部と条件不利地域でのサービス格差懸念に関し、第3次答申では、「行政としては、条件不利地域における通信インフラ整備を推進するための政策措置の拡充に努めるべきである」と言及しています。しかし、前回の第4次答申と今回の第5次答申では「通信事業者によるインフラ整備のための取り組みが期待される」とされているのみで、「政策措置」について具体的な言及がなされていません。前回のパブリックコメントにおいては、同様の意見に対し、「まだサービスが開始されておらず、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切」と回答されていますが、今年5月9日からIP同時再送信のサービスが開始されていることもふまえ、今一度、IP同時再送信においては、条件不利地域の補完が出発点であることを再確認し、必要な政策措置がとられることを要望します。また、ロードマップの公表についても、国は、電気通信役務利用放送事業者に対し、期限を区切った具体的な要請をすべきと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
122	CATV事業者	IP再送信についても、条件不利地域を含めそのサービスの時期と地域を明確にすべきと考えます。	「できるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに」の表現は曖昧ですので、放送事業者やケーブルテレビ事業者と同様に時期と地域のロードマップを明確にすべきものと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
123	放送事業者	「地上テレビジョン放送事業者から提示された①ハイビジョン画質②チャンネル送信③地域限定性、の条件を満たすため、IP再送信を実施するインフラはNGNとされた。」とあるが、アイキヤストはNGNをインフラとして選択したが、3つの条件を満たすインフラはNGNのみではないと考える。	今後の「送信側の課題」解決のために「IP再送信」が活用されるためにも、放送事業者の条件を満たす他のインフラでもサービスが展開されることが必要であるため。	今後の記述においてはより正確な記述とすることとします。
124	CATV事業者	IP同時再送信は、条件不利地域における地上デジタル放送の普及への有効性の観点もあり、国が主導して積極的に推進してきたものと考えます。全ての関係者が地上デジタル放送の普及に向けた取り組みを求められている中、都市部のみならず条件不利地域における地上デジタル放送の普及の推進の観点からも、IP再送信事業者による条件不利地域への導入時期を示したロードマップを早期に公表することを要望いたします。なお、一部通信事業者より放送事業者と見紛う「地デジ対策」の記載や、明確な表示のない通信サービスとの抱き合わせ的な販売を行なっている状況が見受けられます。電気通信役務利用放送事業者は責任を持って放送サービスをお客さまに提供するよう、また一部通信事業者は事業法等の趣旨を逸脱した手段により実質的に放送事業へ参入しないよう、かつ不適切な広告表現を改めるよう、監督官庁より適切な指導を行なうことを要望いたします。	日本ケーブルテレビ連盟では、初期の段階から地上デジタルテレビ放送ケーブルテレビロードマップを策定し、ケーブルテレビ業界として、条件不利地域への地上デジタル放送の普及に尽力してまいりました。IP再送信は、ケーブルテレビと同様に補完措置の有効な手段として推進された側面もあったと理解します。しかし現状ではIP再送信事業者は、ケーブルテレビと競合する都市部から地上デジタル放送サービス提供を優先的に開始する一方、条件不利地域への提供時期は不透明である等、第3次中間答申とは乖離した状況となっております。全ての関係者が地上デジタル放送の普及に向けた責を果たすために、IP再送信事業者においても条件不利地域での早急なロードマップの策定と公表を要望いたします。	今後の検討の参考とさせていただきます。

125	電気通信事業者	「IP再送信を実施するインフラはNGNとされた。」の記述箇所を次のように修正し、NGNは必要条件ではないことを明確にすべきと考えます。 修正案) 「株式会社アイキャストがIP再送信を実施するインフラは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社のネットワークでは、フレッツ光ネクストとされた。」	現行の記述内容では、地上デジタル放送のIP再送信サービス提供には「NGN」が必要不可欠である、と誤認されてしまいます。 「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」の要件に「NGN」の記載はなく、従来のIPネットワークの中にも通信優先制御を用いた品質保持機能などを実装しているものがあり、これらのネットワークは審査ガイドラインの要件を満たすことが可能なためです。	今後の記述においてはより正確な記述とすることとします。
126	電気通信事業者	IP再送信審査基準を緩和し、多様な伝送路を活用したIP再送信による難視聴地域対策を積極的に研究すべきと考えます。	2011年のアナログ全面停波までと言う限られた期間内で、地上波デジタル放送をまあねく全国に普及させるためにも「地上デジタル放送補完再送信審査会」で規定している「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」の一部緩和も念頭に置く必要があると考えます。特に本ガイドラインで規定されている「サービスの同一性」を確保するためには超高速通信（30Mbps以上）インフラ設備が必要とされ、この設備投資コストが、IP再送信に難視聴対策を難しいものとしています。 もし、衛星利用と同じくIP再送信の審査基準が「標準画質」であれば、全国のほぼ100%の世帯に敷設済みの加入電話用メタル回線を利用するADSLサービスを活用することで、低額な整備費用で多くの地域が難視聴解消されると考えます。さらに、近年TTCにおいてスペクトル適合性が確認されたSHDSL※やFTTR※※サービスを組み合わせれば、ADSLでは十分な通信速度を確保できなかった地域でも、加入者系光ファイバーを整備せずともIP再送信が可能となります。また、将来的には、き線点までの光ファイバーを数本整備するだけで、ハイビジョン画質の放送も可能となる超高速通信へのアップグレードも可能です。 ※ SHDSL：複数のメタル回線を同時に利用して信頼性が高く高速な通信を実現するDSLサービス。通信速度は8回線で最大40Mbps程度。 ※ FTTR：き線点から契約者宅まで30～100Mbpsの超高速通信を実現するVDSLサービス。き線点から収容局までの上位回線は光ファイバーだけでなくSHDSLも利用可能。	今後の検討の参考とさせていただきます。
127	放送事業者	暫定的な衛星利用による難視聴地域対策については、アナログ難視聴世帯を対象に含めるべきではない。	本難視聴地域対策は、現在アナログ放送を視聴している世帯で、デジタル移行により一時的に放送が視聴できなくなる世帯を対象にした、緊急・暫定的な措置である。	今後の検討の参考とさせていただきます。
128	自治体	②暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施方法 身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報について、対象となる各世帯へ提供する手法を検討すること。	衛星セーフティネットにより同時再送信される放送は在京のNHK及びキー局の番組であり、テレビを利用した地域情報の迅速な入手が困難となる。 セーフティネット期間中は在京のNHK及びキー局において、地域の緊急・災害情報について積極的に放送し、地域の生活情報や政見放送などの提供については代替手段を検討することが必要である。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、衛星セーフティネットは、あくまで「暫定措置」として実施が検討されているものです。
129	自治体	②暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の実施方法 身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報について、対象となる各世帯へ提供する手法を検討すること。	衛星セーフティネットにより同時再送信される放送は在京のNHK及びキー局の番組であり、テレビを利用した地域情報の迅速な入手が困難となる。 セーフティネット期間中は在京のNHK及びキー局において、地域の緊急・災害情報について積極的に放送し、地域の生活情報や政見放送などの提供については代替手段を検討することが必要である。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、衛星セーフティネットは、あくまで「暫定措置」として実施が検討されているものです。
130	放送事業者	セーフティネットに利用する周波数は、その役割を終え次第、速やかに有効活用していただくことを要望いたします。	基幹放送である地上放送の難視聴地域対策を準基幹放送として広く受信環境が整っているBS放送で行うことは、「平成23（2011）年にアナログ放送を円滑に終了する」という観点からは、妥当であると考えます。 ただし、セーフティネットは一部の視聴者のみを対象とする限定的なものです。 セーフティネットに利用する周波数は、その役割を終え次第速やかに活用することが、周波数有効利用につながるかと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
131	放送事業者	暫定的な衛星利用による難視聴地域対策、いわゆる「衛星セーフティネット」については、その費用負担・実施組織などを考慮した総合的な対策が必要であるとの認識で、今後の検討の重大テーマとしていただくことを強く希望します。アナログ放送終了後の課題としても、本答申で提言されているように「地上系放送基盤の整備」が、極めて重要でかつハードルの高い課題であると考えます。すみやかにこの問題についてなんらかの検討機関が設置されることを希望します。	本答申ではアナログ放送終了に力が置かれており、アナログ放送終了時以降のセーフティネットについては、「どのように整備していくのが決まっていない」状態であり、2011年以降の対応については「地上系の放送基盤で、地上デジタル放送が送り届けられるようにすべきである」と提言されています。 セーフティネットによる対策地域は、地上波でカバーするのが非常に難しい辺境の地に点在しているのが現状で、この地域を全て地上波で「衛星利用の終了が予定されている平成27年（2015年）3月末までに」100%カバーすることは至難と考えられるからです。たとえ1世帯でも「地上波カバーが不可能で、衛星でしかテレビを見るのが出来ない」とすると、衛星セーフティネットはやめられないことになるからです。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、もとより衛星利用による暫定措置については、デジタル化にあたっての重要な事項であると承知しています。 また、新たな難視聴対策については、放送事業者の主体的対応が基本と考えます。
132	放送事業者	「民放事業者の放送についてはアナログ難視聴世帯の視聴の扱いについては別途検討を行い」と提言されているが、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策終了後地上系の放送基盤でカバーされる見込みのない世帯であることから、視聴できないことが原則と考えるが、視聴を可能とする場合については、対策期間終了後視聴不可となることを国として視聴者に説明すべきと考える。	「第七章 1. 地上系放送基盤の整備」でも、「アナログも難視聴である地区を除く」と整理されているため。	今後の検討の参考とさせていただきます。
133	放送事業者	衛星利用による難視聴地域対策は、暫定的かつ緊急避難的に行われるものであり、従来の衛星放送とは位置付けが異なるものと考えられ、国としても「難視聴地域対策」としての再送信に適した制度整備を希望する。	再送信のみを目的とした限時的な特別措置を整備（事務的手続きの簡素化）し、関係者が対策を容易に実施し、経費を削減できるよう期待している。 また、再送信に伴う著作権等の処理については困難であり、制度整備が必要と考える。	今後の検討の参考とさせていただきます。
134	電気通信事業者	本文中に「IP再送信などの手段により地上デジタル放送を視聴することができると地域が拡大しつつある。」とありますが、「IP再送信により地上デジタル放送が視聴可能となった、あるいは視聴可能となる予定の、具体的な難視聴地域と対象世帯数」等を明示していただきたいと思います。	条件不利地域の難視聴対策に衛星利用を考える場合、別の対策として先行して進められているIP再送信による難視聴対策の現状を把握する必要があります。本文中では「拡大しつつある」との記述がありますが、現在のところ、条件不利地域の難視聴対策としてIP再送信が有効活用された事例は皆無と把握しております。 さらに、地方自治体の中には多額の費用をかけて難視聴対策を1つの目的として全世帯に加入者系光ファイバーを整備したところも少なからずありますが、提供時期が未定のIP再送信を諦め、新たにギャップファイバーを設置して難視聴を解消した自治体も存在します。IP再送信を条件不利地域の難視聴対策として今後の展開を考える場合、まずは現状を正しく把握して問題点を整理する必要がある、と考えるためです。	IP同時再送信サービスは、東京及び大阪の一部の地域において既にサービスが開始されており、また今後全国展開をする予定と聞いています。

135	個人	<p>期間終了後、「沖縄島にある放送局の機器を通過する地上系テレビ情報」の内容だけは「地上デジタル電波」で、沖縄県のすべての地域に「再送信」されることに必ずするとすると、その受信には、「UHF八木アンテナ」が必要になります。新たなアンテナが必要になるのです。新たな出費です（現在額 2万から3万5千程度・・・この費用負担は国がするのでしょうか）。</p> <p>同時に、「沖縄島にある放送局の機器を通過する地上系テレビ情報」を、沖縄島から南北大東地区にどのように届けるか、どこが「初期費用とランニングコスト」を払うのが大きな課題です。それに、はたして幾つものチャンネルが届くのかも、地方民放局の経費・費用対効果を考えてみると大きな問題です。</p> <p>このような状況ですので、「沖縄島にある放送局の機器を通過する地上系テレビ情報」が南北大東地区に届けられるチャンネル数は多くないのではないのでしょうか。</p> <p>そして、今、高額なお金を使って「沖縄島にある放送局の機器を通過する地上系テレビ情報」を、「地デジ波」で見るとということに賛同する人は少ないと思います。</p> <p>受信料（組合費）を払ってまでは、「沖縄島にある放送局の機器を通過する地上系テレビ情報」をテレビ受像機で得るという事は、島の多くの人は要らないと考えるでしょう。新聞情報、ラジオ情報、インターネット・携帯での情報で、すでに届いています。多くの世帯等は、受信組合に入らないことになるでしょう。</p>	<p>◎ 2011年7月25日からは、今現在、通信衛星を使って宇宙経由で南北大東地区に届けられ、それから南大東島からVHFを用いて再送信されている。NHKBS1、BS2の番組内容の放送や、各大東島からUHFを用いて再送信されている。地上系テレビ放送であるNHK総合、NHK教育、東京放送TBS、朝日放送、フジテレビの東京キー局からの番組内容の放送は、地上アナログ波の停波により南北大東島では、地上アナログ電波用の今使っている「八木アンテナ」と「地上波アナログチューナーだけ搭載のテレビ受像機」では受信できなくなり、見れなくなります。</p> <p>◎ 2009年度から、放送衛星を使って、衛星デジタル電波で、地上系テレビ番組の内容を再送信し始める計画ですので、南北大東地区では、「BSデジタルアンテナ」や「BSデジタルチューナーまたはBSデジタルチューナー登録DVDレコーダー等」を使用すると、地上系テレビ番組であるNHK総合、NHK教育、東京放送TBS、朝日放送、フジテレビ等の東京キー局からの番組内容の放送を、今まで使っていた地上波アナログチューナーだけ搭載のテレビ受像機でも、受像機の外側入力端子へチューナー情報を入力する方法で見ることが出来るようになります。</p> <p>◎ 衛星アナログ電波の放送も、2011年までに終了することとされています。くわえて、衛星デジタル電波のBS-101チャンネル、BS-102チャンネルと、BS-hi のBS-103チャンネルの現在放送されている3波は、2波に削減されます。さらに、衛星デジタル電波で南北大東地区に届けられている、視聴料「無料の衛星放送」は以下に紹介するものがあります。BS日テレ、BS朝日、BS-i、BSジャパン、BSフジ、日本BS放送、BS12の7局（ほか、幾つかあります。このように、既に、BSを利用している衛星テレビが7局以上（視聴料無料）とNHKの3局 計10局が、ここ南北大東地区でも見れています。加えて、「有料放送衛星波テレビ」も多くのチャンネルがあります。これらの有料放送も契約すれば、ここ南北大東地区でも見れているのです。</p> <p>前述のように、2009年度からは、地上系テレビ「東京キー局」の5局（または7局）の内容が、南北大東地区でも見えます。受益者経費負担がないとなれば「無料放送が12局以上」、2014年度まで見れることになるのです。</p> <p>◎ 2014年度に南北大東「島」に「BSデジタル電波以外の技術方法」で、地上系テレビ番組内容の、沖縄のNHK総合、NHK教育、沖縄テレビ、琉球朝日放送、琉球放送の内容が届けられるようになったときに、各大東「島」から、わざわざ「地上デジタル電波」を使って「各世帯等向けに送信（放送）する」という、方法になるなら、考え問題です。</p> <p>2007年12月19日の新聞記事では、「その間、放送各局は地デジ世帯カバー率100%達成に向けて中継局のデジタル化に努力する方針を盛り込んだ。」と書いています。その間とは「5年間」のことです。この方針は、テレビを見る側のセーフティーネット地域世帯にとっては、由々しきことです。各世帯ではセーフティーネット期間、「パラポラアンテナ」で直接宇宙から届く「衛星デジタル電波」を受信します。無料放送を地上系と衛星系・合計12局とNHK3局（2局）計15局（14局）も、「パラポラアンテナ」で見続けているのです。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。
136	個人	<p>◎ 大量の超高速通信情報は、「きずな」の成功により、後継衛星が実現されれば、色々な会社により南北大東の世帯等にも「衛星からの電波」、「島から発信される電波」でもたらされることが技術的には可能な時代が、すぐにやってきます。</p> <p>その時には、「沖縄島にある放送局発の地上波テレビ番組」が、インターネット動画配信サイトや「ぶらら」等に発信されれば、前述の色々な伝送技術の組み合わせで、この地上系テレビ番組内容を、インターネットが利用できる世帯等では、コンピューターで、テレビ受像機で見た人はテレビ受像機で、携帯で見た人は携帯で、安く、気軽に見ることができているでしょう。</p>	<p>◎ テレビ内容を家庭に届ける方法として、高速インターネットを使ってする方法が、日本でも始まっています。</p> <p>超高速インターネット衛星「きずな」の技術を利用できる後継衛星を使って、衛星デジタル電波による15Mbpsの下り通信が、日本国中の各家庭で45センチメートル直径のパラポラアンテナを設置することでできる日が来るのが技術的には可能になっています。それに、直径2.4mのパラポラアンテナを使用すると、1.2Gbpsの通信ができる日が来るのが技術的には可能になっています。ここ南北大東島にも、もちろん電波が届きます。</p> <p>このようにすごい通信能力が、海底に光ファイバーを敷設したり、地面に光ファイバーを埋める工事をすることなく簡単に手に入ります。超ブロードバンド環境が技術的にはすでに可能なのです。電波なので新しい屋敷建物への対応も簡単に速いですね（線敷設工事がない。工事費用が発生しない）。</p> <p>公共施設等組織では、直径2.4mのパラポラアンテナを設置することで1.2Gbpsの「超超高速通信」が安定して行えます。遠隔医療、遠隔教育、情報格差の解消、災害時のネットワーク等として利用が期待されています。この能力は南北大東地区に必要です。</p> <p>国策として進めていただきたい（「デジタル・ディバイド解消戦略」の中で、南北大東地区が具体的に計画されることを望みます）。</p> <p>受益地域、受益者負担で超高額の経費がかかる、光ファイバー敷設・維持管理・更新のことに気を揉むことなく、「超」ブロードバンド環境（ワイヤレス環境）が、手に入ります。</p> <p>次に、島内に限った通信インフラの話です。</p> <p>高速「有線」インターネットから高速「無線」インターネットに変わる日が近づいています。NTTドコモはDSLに変わる「モバイルWiMAX ワイマックス 40Mbps」を、「光ファイバー」通信に変わる「Super3G 100Mbps」を開発中です。</p> <p>これらの技術を使えば、やがて、南北大東地区ではリーチDSLに代わる通信インフラの一つになります。島内で希望する全ての世帯等へ超ブロードバンド環境を、ワイヤレスで作り上げることが出来ます。</p> <p>今は、「放送」という概念（法律で規定されている）で、不特定多数の「テレビ受像機」向けに発信されている「テレビ番組」は、やがて、色々な伝送技術で、「いろいろな映像を映し出す機械」に届けられる世の中が来ます。</p> <p>法制度もこれからの世の中・技術に合うように整備する予定のようですね。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。
137	個人	<p>◎ ところで、情報通信審議会が考えている「セーフティーネット」の内容への注文です。</p> <p>放送地域免許に基づくとは、沖縄県地域の免許状況に従えということですね。</p> <p>「沖縄の琉球放送テレビ、沖縄テレビ、琉球朝日放送」の番組の中には、日本テレビ、テレビ東京から買っている物が有ります。沖縄本島等では日本テレビ、テレビ東京の番組が放送されているのです。実際はクロスネット局です。確認してください。</p> <p>一番欲しい地元沖縄発の番組が当面見たくても見れないという状況の補償に、系列キー局外の番組も、セーフティーネット適用地域では、見ることが出来る（スクランブル信号を解除してもらえ）ようにしていただくことを切望します。合計7局が見れるようになるように切望します。</p>	<p>スクランブル解除には、B-GAS カードを利用するものと考えられますが、東京都小笠原村で申請し、スクランブル解除されたカードを取り寄せて、チューナーに差し込みセットすれば、日本国中すべてのセーフティーネット適用地域で、全系列キー局をみるのが技術的にはできます。このようなことをする人が多くなれば、スクランブルをかける意味は無意味になります。どんどん増えると思います。とりしまる法律等がないのではないのでしょうか？</p> <p>いっせ、セーフティーネット適用地域には、スクランブルを掛けないとした方が懸命ではないでしょうか。（地上局の放送内容はインターネット等、電波以外の方法で放送区域外でも見られるようになっていく時代です。県域にいつまでこだわれればいいのでしょうか？）</p> <p>利用者が本当にその県域で生活しているのか調査するのでしょうか。調査・申請等の事務に掛かる経費、面倒くささを考えてみる必要が有るのではないのでしょうか。</p> <p>既得権益を擁護だけする考え方がさげると、「高度な情報通信基盤を構築する」ことは、できなくなるのではないのでしょうか。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。

138 個人	<p>◎ 視聴者負担とありますが、「受信」側では、新しく必要になることは以下が考えられます。</p> <p>衛星デジタルパラボラアンテナとチューナーを設置すると多額の出費（最安合計 5万3千円）になります。地デジ波の場合、最安合計2万8千円かかります。「地上デジタル専用チューナー」を、5千円位で普及できるならば最安合計は2万3千円と変わります。</p> <p>衛星デジタル波は地デジ波の場合より、5万3千円ー2万3千円＝3万円位多く初期出費が有ります。この差額3万円は、国が5年間に限る衛星デジタル波でしか、地上波の内容を届けられない世の中にする責任（電波法の改正責任）として、セーフティーネット適用地域に住民記録等をしていて、NHKとの受信契約が締結されている世帯等に補助すべきだと考えます。受信機購入への支援等の考えを、是非、セーフティーネット適用地域にも適用していただきたい。</p>	<p>「BSデジタルチューナー（3波共用受信機器）」または、「3波共用受信機器搭載DVDレコーダー等」のどちらか「最初の1基」と、「最初のアンテナ1基」に対して、2009年度からのクーポン補助になると嬉しいですね（最安合計 最安チューナー3万＋最安アンテナ1万＝4万円の内、3万補助で買えると嬉しいですね）。（2009年3月の地デジ放送内容の再送信開始現在既に設置している世帯等にも適用されると良いですね）。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
139 個人	<p>次に、「送信」に関しての費用負担の話です。</p> <p>◎ 国は、テレビの「現状とこれからの情報」を南北大東島民に分かりやすく詳しく広報すべきではないでしょうか。</p> <p>◎ 5年間の意味するところを考えて見ます。5年後には、前述の「新技術や新しい法制度の下」で、地上波テレビ放送（NHKと民放の番組）の「内容」も、多くの情報の中の「一情報として」色々な技術を使って届けることができる世の中に「なっています」ということだと理解しています。</p> <p>何も「地上デジタル波」にこだわる必要はないと思います。重要なのは受信したり、発信したりする「情報の内容」や「伝送速度」、「村民の経費負担額」ではないでしょうか。</p>	<p>地上波テレビ放送の内容を見続ける「権利」が、南北大東地区にも有ります。セーフティーネット適用地域としては、経費負担はできないと主張します。</p> <p>NHK総合とNHK教育は、法律で日本中に放送を届けなければならないようになっていると思います。NHKを見るためには、「受信料」を払っています。しかも、沖縄発の番組を沖縄県である南北大東地区に放送しきれないNHKの現実が有ります。このような状態で「送信」に関して金を負担しなければならないのでしょうか。</p> <p>また、民放を見るか見ないかは、世帯等の自由意志に任せるべきです。民放を見るために多額の公費をつぎ込んだり、半強制的に「テレビ組合費」を徴収されるという仕組みが作られることに多くの島民は反対するのではないのでしょうか。</p> <p>視聴料無料の「衛星波のテレビ」が、ここ南北大東地区でも7局以上、NHK3局が見れているのです。多額の金を村や村民が負担してまで、地上系のテレビを見る価値が有るのでしょうか。それに、いくらかの契約料を払えば衛星系有料テレビも高くない料金で見れているのです。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<デジタル放送の有効活用>

<6件>

番号	提出者	意見	理由	回答
140	放送事業者	新たな方式やサービスの実用化に向けた取り組みは、BS放送と密接に連携して進めていくことを希望いたします	BS放送は、ハイビジョン放送が早く実用化され、デジタル化も地上放送に先行して導入されるなど、新たな方式やサービスを実用化するという先導的な役割を担ってまいりました。「ハイビジョン放送」・「5.1chサラウンド」・「SDTVによる多チャンネル放送」など、準基幹放送であるBSで先行して実用化された新しいサービスが地上放送でも行われていることなどから、今後もBS放送が先導的な役割を果たすことは変わらないと捉えております。今後BS放送において、新たな方式やサービスが実用化されることにより、「デジタル放送の有効活用」に向けた取り組みが進んでいくことが期待されます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
141	放送事業者	「第五章 デジタル放送の有効活用」の「1. 公共分野における有効活用」では、「防災分野、教育分野、医療分野、電子政府・電子自治体において、地デジの有効活用に向けた取り組みを推進することが必要」としているが、具体的施策として「緊急地震速報について、より迅速で精度の高い『地上デジタル放送の部分受信階層（ワンセグPCR）に多重して伝送する方式』の実用化を進める」を提案する。	緊急地震速報を伝えるにはテレビ・ラジオ放送の映像・音声による以外に、地上デジタル放送の部分受信階層（ワンセグPCRの無効部分）に多重して伝送する方式がある。この方式は放送サービスに何ら影響を与えず、地上デジタル放送の映像音声での遅延を回避したPES方式によるデータ伝送を行い、さらに放送を視聴していなくても情報を提示することが出来るという利点を有するので、地上デジタル放送の有効活用に大いに資するためである。	緊急地震速報の地上デジタル放送による伝送については、具体的な運用方法等は基本的に放送事業者の検討に委ねられており、御指摘の内容については、その検討に際しての参考の一つとなるものと考えます。
142	放送事業者	字幕番組制作促進のための助成制度については、実際の助成金は近年減額傾向にある。放送事業者としては、昨年度策定された行政指針に基づいて、積極的に字幕付与を推進しており、今後は本提言にあるように助成制度のより一層の拡充を期待する。		字幕番組等制作費の一部助成については、平成21年度概算要求において十分な予算が確保できるよう、積極的に取り組んでいきます。
143	放送事業者	地上デジタル放送の特性を活かした番組づくりについては、具体的にはマルチ編成に限定されるものではない。放送事業者としてはこれまで同様、視聴者の期待度の高い高画質・高音質、データ放送、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実等を、より一層図っていく所存である。		本中間答申では、地上デジタル放送の特性を活かした番組づくりをマルチ編成に限定しているわけではなく、特性を活かすことの実例としてあげているところです。
144	放送事業者	デジタル放送の特性を活かす具体例として、マルチ編成への期待が記述されていますが、番組編成の内容については、事業者の自由な判断を尊重していただくよう要望します。	弊社は従来から、視聴者に最も支持されているハイビジョン放送はもちろんのこと、デジタル放送ならではのワンセグやデータ放送についても、編成、制作、技術など様々な側面から全力をあげて取り組んでいるところです。答申では、デジタル放送の特性を活かす具体例として、マルチ編成を積極的に行うことについても言及されていますが、具体的な編成や番組内容については、放送事業者の自主的で自由な判断を尊重していただくとともに、制度的な基準を作成するなどして事業者の自律的な活動を制約することのないよう要望します。	今後の検討の参考とさせていただきます。
145	放送事業者	「積極的にマルチ編成を行うなどの工夫が期待される。」と提言されているが、ワンセグの独立利用など新たな取り組みについても提言するべきと考えます。	マルチ編成は「高画質」というデジタル放送の特性を活かした番組づくりと必ずしも両立しないが、ワンセグの独立利用などは新たなデジタル放送の魅力と考えるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。

＜アナログ終了にあたっての課題＞

＜11件＞

番号	提出者	意見	理由	回答
146	放送事業者	地上デジタル放送における「アナログ放送終了のための放送対応手順（「アナログ放送終了計画」）」・「廃棄・リサイクル」・「アナログ放送終了のための体制整備」に関する課題は、BSデジタル放送においても同様に課題であり、各提言における取り組みを地上・BS一体として取り扱い進めていくことを要望します。 特に、「アナログ放送終了計画」の実行においては、BSアナログ放送の関係者と密接に連携することを強く要望いたします。		今後の検討の参考とさせていただきます。
147	放送事業者	アナログ終了のリハーサルを来年度早々にも行えるよう、早急に準備を進めるべきである。	日本のデジタル完全移行（アナログ放送終了）は「地域間で終了時期に差を設けない」「全国一斉終了」であるが、この弊害を補うために「終了リハーサル」を早急に計画し、来年度早々にも実現するとともに、必要に応じて繰り返し実施すべきである。 その効用は全庁、都道府県、市町村などあらゆる階層の公共機関、町内会、民生委員などの地域組織、テレビ受信者支援センター、放送事業者、メーカー、販売店・工事業者などすべての関係者の協力の在り方を具体的、実践的に習得できることにある。また、視聴者にそれぞれの受信実態に応じた必要な準備をできるだけ早く進めてもらううえで「リハーサルによる周知効果」は絶大であり、放送を通してリハーサルの模様を仔細に伝えることにより周知効果をいっそう高めることも可能である。このため、視聴者や地方自治体の理解と協力を得られるリハーサルの方法・手順を早急に固め、複数の候補地域と実施に向けた協議を急ぐべきである。	アナログ放送終了時に想定される課題を把握し、地上放送の完全デジタル化を円滑に実現するため、アナログ停波リハーサルの実現に向けた検討を進めることとしています。
148	消費者団体	アナログ放送が停波しても、トラブルがあった場合は即再開できるようにしてほしい。	高齢者等にとっては、テレビがライフラインであり、一日でも視聴できない日があってはならないと思うから。	視聴者の混乱なくアナログ放送のデジタル化が実現されるよう必要な措置を講じていくこととしています。
149	メーカー	リハーサルは、できるだけ早く、具体的計画を立案し、実施して頂きたい。	前の課題の洗い出しの為に、机上の検討だけでなく、モデル地域等での停波の実証実験が有効であり、かつリハーサルによって抽出した課題の解決に時間を要するものもあると思われる為。	アナログ放送終了時に想定される課題を把握し、地上放送の完全デジタル化を円滑に実現するため、アナログ停波リハーサルの実現に向けた検討を進めることとしています。
150	放送事業者	アナログ放送終了に当たっては、国民視聴者の混乱を最小限にとどめるべきである。制度設計の主体者たる国に対して、当該事項を念頭において終了策の計画策定及びその実施を求める。放送事業者はそのための体制整備等において、自ら対応が可能な範囲において、最大限の協力を行う所存である。また、アナログ受信機器の廃棄・リサイクルに関しては、実態を十分に調査した上で、環境等に与える影響を最小限に収めるための対応を期待する。		今後の検討の参考とさせていただきます。
151	消費者団体	廃棄、リサイクル料金を通常のように徴収しないでほしい。	国の施策で、やむを得ず使えるテレビをリサイクルに出す家庭も多い。 国の施策のためにリサイクルに出すのであるから、通常のリサイクル費用を徴収するのはおかしいと思う。	アナログテレビにデジタルチューナーを接続することによりデジタル放送が視聴できることに関する周知を、さらに徹底していきたいと考えます。
152	メーカー	当協会は、アナログ受信機の廃棄の時期、台数の予測について、政府・関係機関の調査等、最新の動向を踏まえた上で毎年度見直しを行い、2011年前後に予想されるアナログ受信機の排出量増加に対して適切な対応を講ずる所存である。 国においては、現行の浸透度調査に加え、アナログ受信機の残存率に関する調査を実施する等、さらに精度の高いデータを提供して頂きたい。	デジタル化推進という観点から、受信機の普及状況や国民の今後の買い替え予定等をきめ細かく継続的に把握する必要がある中、そのデータが廃棄予測の精度を上げるためにも役立つ為。	今後の検討の参考とさせていただきます。
153	消費者団体	廃棄物ができるだけ出ないこと、不法投棄がされないような対策を講じて欲しい。	廃棄物の問題を考えると、耐用年数間近のテレビに対して、チューナーを設置しても、すぐテレビの買い替えが必要になった場合、チューナーも無駄になることも考慮して、場合によっては、チューナーではなくデジタル対応テレビの支援も検討して欲しい。 通常のリサイクル費用を徴収することにより、不法投棄が大量発生する心配がある。	アナログテレビにデジタルチューナーを接続することによりデジタル放送が視聴できることに関する周知を、さらに徹底していきたいと考えます。
154	放送事業者	「メーカー、販売店、地方公共団体等も各主体の役割を果たす必要」とあるが、この各主体の役割とは具体的に何をさして、何時までにごうしていくのが曖昧ではないか	体制整備として、視聴者に対して一番近い存在の、地方公共団体等、販売店、メーカーなどの協力が何よりも大事と考えられる。 地元の状況に精通している関係団体の役割を具体的に明文化すべき。	今後の検討の参考とさせていただきます。
155	放送事業者	国の不退転の決意を打ち出すために、政府をあげた推進体制を早期に確立すべきと考えます。	アナログ放送終了まで残り3年となり、デジタル放送完全移行の「仕上げ」段階を迎えていることから、国は、内閣総理大臣を本部長とする省庁横断的な政府組織を早期に立ち上げ、基幹放送である地上テレビ放送のデジタル化に必要な総合的な送受信対策を推進すべきと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
156	消費者団体	各家庭一軒一軒に、国勢調査のように手紙を出し、どのようにすれば地デジを視聴できるかをアンケート調査方式で費用等を含めてわかるようにしてほしい。TV番組にテレビショッピングのように地デジ相談先電話番号を表示し、かけられるようにしてほしい。電話で要請があれば個別訪問するなどして、どの方法が一番適切か案内するようなシステムの構築が必要。	地デジには、さまざまな視聴の方法があるが、どれが最適なのかを教えてください。国民すべてに自己責任、自己判断をゆだねるのはあまりに酷である。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、地上デジタル放送に関する相談センター（コールセンター）の電話番号については、地上デジタル放送に関するスポットを放送する際に表示されています。

<アナログ終了後の課題>

<5件>

番号	提出者	意見	理由	回答
157	放送事業者	強制リパックの経費負担の在り方の検討において、「次のような理由から国において措置することが適当である」以下の各理由については妥当であり賛成である。当該放送事業者はデジタル中継局の整備を終わらせたにも係らず周波数の切替が強制的に行われる状況から、強制リパックの実施の際には、送信側・受信側に係らず放送事業者の追加的経費負担が発生しないような措置を講ずるべきである。		ご賛同のご意見として承ります。
158	放送事業者	必要な経費について、国において措置するという提言内容に賛同します。	答申に記載のとおり、本年は国の周波数政策に基づくもので、かつ放送事業者は強制リパック対象の53チャンネル以上の周波数をやむを得ず使用しなければならない状況にあることによるものです。	ご賛同のご意見として承ります。
159	メーカー	強制リパックは、まず国が事前に対象世帯への徹底的な周知活動を行なって頂きたい。	強制リパックは、国が周波数政策として責任を持って推進すべき事項であり、対象となる視聴者への影響も予想される為、対象となる視聴者に強制リパックの内容・実施時期等をあらかじめ理解してもらうことにより、実施時に、製造メーカーへの問い合わせを最小限にとどめる為。	今後の参考とさせていただきます。
160	メーカー	同時放送期間のないリパックをせざるを得ない場合は、複雑な周波数切替作業を行わねばならない共同受信施設において、綿密な実施体制の構築に配慮して頂きたい。	リパックに当たり、共同受信施設においては、装置のチャンネル切替が容易に行われたとしても、チャンネル変換後の信号品質などは専門業者による確認が必要である。さらに、受信者は共同受信施設のチャンネル変更に再スキャンを行う必要があり、直接受信者が行う再スキャンよりも、時間を要する。この為、本来は可能な限り同時放送を実施することが望ましいが、同時放送が困難な場合には、業者への綿密な連絡体制と集中的な作業員配置等により、スムーズな切替を図り、視聴者への影響を最小限に抑えることが必要である為。	今後の参考とさせていただきます。
161	放送事業者	強制リパックについて「必要な経費については、次のような理由から国において措置することが適当」と提言されたことは評価できる。一方、一部の地域では52チャンネル以下でもデジタル混信解消のためチャンネル切替が必要なチャンネルがあり、これらの経費についても国において措置されることを希望する。	52チャンネル以下のデジタルチャンネルも、アナログ/デジタルのサイマル期間中の周波数逼迫状況の中、やむを得ず使用されているものがあり、また、設備償却が終わらない数年後に機器を切り替えない限りは負担は同じであるため。	デジタル混信対策については無線局の免許人である放送事業者が主体的な対応の取組を行うことが必要であると考えますが、国としてデジタル混信対策に係る補助支援制度の拡充に向けて取り組んでいきます。